

第9日目（12月17日）

○副議長（牧野 晶君） おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○副議長 ただいまの出席議員数は24名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、関 常幸君から午前中欠席、若井達男君から午前中欠席、病院事業管理者から公務のため欠席、大和病院事務部長から公務のため午前11時ごろ早退の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○副議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。議席番号4番・清塚武敏君から、議場での資料配付願がありましたので、これを許可しお手元に配付しましたので報告いたします。

質問順位12番、議席番号4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。スキーシーズンを迎え、十分に雪の確保はできたと思いますが、この年末の大雪に、市民の皆様や除雪に従事されている方々には大変ご難儀をかけています。余り大雪にならないことを願います。今回は3項目の質問を行います。

1 職員の創意工夫で業務改善に取り組み

演壇では、職員の創意工夫で業務改善に取り組み、と題し質問をいたします。私は議員になる前は民間の建設会社に技術者として、管理者として勤めていました。公共工事等の入札により工事を受注すると、現場代理人や主任技術者として任命され、工事完成まで責任を持って安全管理や施工管理に努め、よいものをつくり、かつ利益を出すために働いてきました。その中でも近年求められていることは、各現場で新しい思いつき、今まで考え出されなかった考え、物事を実行するためにより方策をあれこれひねり出すこと、創意工夫を常に求められて取り組んできました。ただ、与えられた仕事に取り組むだけではなく、常に新しい提案や改革を現場に取り入れてきました。最初は国土交通省の工事から始まり、やがて県、そして今は市の工事でも創意工夫や、地域の貢献等が工事の成績の中で評価されています。

市の行政職員も多種多様ですが、市民サービスの向上や業務の効率化などに向けて、職員一人一人が現場の課題やトップの考えを共有し、課題を見つけ、みずから取り組み、いいアイデアや創意工夫による自主的な業務改善、改革を実行することが必要だと考えます。そして、そのような仕組みを各職場で取り組める環境をつくり、市長がその結果を評価できる取り組みについて、市長の考えを伺います。1項目の質問を壇上より終わります。

○副議長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市長 おはようございます。大変な雪の中でありまして、皆さん方大変ご苦労さまです。清塚議員の質問にお答え申し上げます。

1 職員の創意工夫で業務改善に取り組み

創意工夫で業務改善に取り組みということでもあります。これは本当にそのとおりでありまして、私も職員には、まず、「上を見るな」——上司の目ばかり気にしているなということ

す。それから、「後ろを見るな」——今までこうしてやってきていたからこれでいいだろうということではだめだと。それから「横を見るな」——横並び、人がこうしているからこれでいいだろうと、それはだめだ。常に前を向いて仕事に取り組んでくださいということは申し上げてきております。

今、市のほうというか職員の中で、行政改革の取り組みの一環といたしまして、事務事業検討シートの作成と、係・課内により主要な事務事業の見直しを行っているところであります。さらに重要なものはアクションプランとして取り組んで、民間の委員で構成されます行政改革推進委員会から評価を受け、またはご意見をいただくという仕組みになっております。当然この情報は、市民の皆様方に公開をしているところであります。

しかしながら、全ての職員にそのことが全部浸透しているかと問われれば、なかなか全職員に理想的なレベルで浸透していないというのは現状であると言わざるを得ないところであります。その原因でありますけれども、業務改善に当たりまして、市民の皆様の混乱を避けることが最優先となる。例えば今までやってきたことをやらないとか、そういう部分であります。今までのやり方や考え方を変えるわけですので、一時的にやはり事務効率が低下するということも考えられる。職員がこの業務改善を「仕事のための仕事」だと思ってしまうと、これでもうストップしてしまうということでもあります。改善を実施しても、またそこにかけた時間と労力ほど、市民にとって、あるいは行政にとっても実効が少ない、これを先に重視してしましましてなかなか前に進めない、頓挫してしまうということになります。

議員がおっしゃったように、公官庁の中でもまた閉ざされた組織という部分になりますと、当然こういう意識が本当に強くて、改善が進まない傾向があるというふうに伺っておりますけれども、当然ですが、現状を打開すべく試行錯誤を繰り返しながら、根気強く継続することが大事でありますし、取り組んでまいりたいと思っております。

また、結果の評価につきまして、やはりできるだけ外部評価を実施していかなければならないと思っております。いずれにいたしましてもトップダウンで実施することと、あるいは議員がおっしゃるとおり職員一人一人が改善すべきところをきちんと、よくいわれる言葉であります「見える化」これをするによって自覚して、ひいてはそれが市民へのサービスにつながると、そして市の財政負担軽減につながる、このことを強く意識できるように、あるいはするように、常に積極的な取り組みをしてもらうように、また、職員にも督励をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 職員の創意工夫で業務改善に取り組み

私の最初の質問が余り市長に伝わらなかったのかと思っております。やはり各課、若い人たちからベテランの職員までいろいろいると思うのですが、新人であろうが若い声を、簡単なアイデアとかひらめきとか気づき、本当にささいなことでもいいと思うのです。各課の中でこうしたらいいほうにいくよねとか、そういう日々の取り組みには——皆さんは仕事をされ

ているのでなかなか時間はとれないと思いますし、そしてまた業務が一番優先になったりすると思います。その取り組みが職員の負担になるということは問題になると思いますけども、簡単なことでいいと思います。私がそこに資料を配付させていただいた「カイゼンDONT AKU in ふくおか」というのがあります。全国でこういう改善事例で優秀な33の自治体がことし福岡で発表されているそうです。先進地であります福岡市ですが、私たちが今回総文でも研修、管外調査をしてきたところなのですけれども、全課合わせると500ぐらいの課があるそうです。ほとんど取り組んでいる中で、今回は169のエントリーがあったそうです。そして、その中で遊び心やユーモアを忘れないということが、一番取り組みやすいということを知って来ました。そして今年度の改善事例の全国大会が、三条市で開催されるそうです。ぜひ、市の担当職員をやって、勉強していただくというような取り組みは、市長はどのように思いますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 職員の創意工夫で業務改善に取り組み

今、議員がおっしゃったそういう研修会とかに出て行くというのは、当然ですけれども推奨していかなければならないと思っております。今、議員がおっしゃった遊び心も含めたほんのちょっとのひらめきとかそういうことは、課の中で今、どう生かされているかというのは、私がそこまではちょっとですけれども、きのうもお話をしました人口減少問題プロジェクト、この皆さん方が今回4つの提案をしているわけですが、非常に遊び心もあります。1つは、同居ができるのに同居していない親のほうだか子のほうに、特別の税金をかけようとかいろいろ。これは一見、乱暴だと思うのですけれども、理論的に追っていけば、ある程度できることでもあるのです。それはすぐ簡単にやるということではありませんが、そういう気持ちも持って日々取り組んでいるというふうには私は感じております。

それから、常々申し上げておりますように、私のところにメールでも、直接でも結構なのですけれども、若い皆さんも含めて何か提言があったり、そういうことがあればすぐにどうぞ、私がすぐ返事をしますからということでやっております。そう数が多いわけではないのですけれども、若い職員の皆さんからメールをいただいて、こういうことをやりたいとか、こうやったらどうだと、こういうことはたびたび寄せられております。その都度、すぐにだめだとかそういうことではなくて、やはりそれに組み込んでみてもらうような方法をとりながらやっているわけでありませう。

全部の職員にそれが浸透しているかと言われますと、そういう部分は先ほど申し上げましたとおり、なかなかまだそこまで至っていないというのが現状でありますので、議員からご提案いただいた部分も含めて――やはり組織としてそうなっていかないと、中に突出して1人や2人ということでは全く話にならないわけですので、そういう部分を含めながら、この改善という部分も勉強も含め、一生懸命に取り組んでまいりたいと思っております。

○副 議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 職員の創意工夫で業務改善に取り組み

最初のほうに触れますが、私が建設会社に勤めていたときは、やっぱり現場一つ一つですよ。庁舎の中であれば小さい課、市の職員の中で看護師さんとか保育士さんとかさまざま、技術員さん、運転手の方々、その小さい部署、部署で——大勢になるとなかなかまとまらない。私が言ったように現場とか、小さい1つの組織の中で取り組んでいただければと思っています。

いいところ、まねができるところはまねをしていただきたいと思います。ぜひ、市長、また執行部の皆さんもいいアイデアを出して、また市民サービスの向上に役立てていただければと思っています。

2 教育に礼儀、作法、言葉づかいを

それでは1項目の質問を終わりにしまして、2項目の質問に入らせていただきます。教育に礼儀、作法、言葉づかいについてであります。本来であれば親がしっかりと子どもに教育しなければならない。しかし、現実には礼儀、作法、言葉づかいができていない親もいるのが現状であります。南魚沼市の将来を担う子どもたちに、今後どう教育していくのか伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 教育に礼儀、作法、言葉づかいを

このご質問につきましては、教育問題になりますので、教育長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 教育に礼儀、作法、言葉づかいを

それでは、清塚議員の一般質問にお答えします。子どもたちを取り巻く社会のあり様が大きく変容しております。変動の激しい社会の中で、児童生徒の道徳性の発達を阻害している要因があります。1つ目は、社会全体のモラルの低下です。2つ目は、家庭や地域社会の教育機能の低下であります。礼儀や挨拶、言葉づかいなどの基本的なしつけ、思いやりや譲り合いの精神などは、本来家庭や地域で育まれてきておりましたが、今日、少子化・核家族化・保護者の養育方針のさまざまな事情に加え、地域共同体の弱体化も影響し、児童生徒に道徳観を育てる力が弱まっております。

そのような現状の中、当市の学校現場において、児童生徒の発達段階を考慮しながら、教育活動全体を通じて、現在、道徳教育を展開しております。「道徳の時間」を核としながら、朝の挨拶、学習規律や生活習慣の徹底などを中学校区の共通の実践課題として、ただいま取り組んでおります。

ここで取り組み事例についてご紹介させていただきます。六日町小学校では昨年度と今年度の2年間、「道徳教育総合支援事業」に取り組み、ことし10月には「道徳教育研究発表会」を開催しました。その成果として、子どもたちの自己有用感の高まりは、学習や運動への意欲づけ、学級活動や児童会活動の活性化につながり、挨拶運動や学習規律の徹底など学校生活はもとより、日常生活でもよい影響を与えております。

その他の学校でもこの六日町小学校の取り組みを参考に、「いじめ見逃しゼロスクール集

会」の開催や、地域を巻き込んだ挨拶運動など、それぞれ工夫した活動に取り組み、道徳性の育成に努めております。12月10日には六日町中学校で「いじめ見逃しゼロスクール」の集会が開催され、創作劇を上演し、全校生徒のいじめについて考えました。このとき、六日町中学校の生徒会長から、市長と私に直筆で出席依頼の手紙をいただきました。このような礼儀正しい行動についても着実に身につけているのではないかというふうに思っております。

そしてきのうも勝又議員の答弁でもご紹介しましたように、12月5日には市内中学生を対象に、有限会社クロフネカンパニー社長中村文昭さん、この方は今、日本で最も講演活動の多い方でございます。「学力と人間力」と題して講演会を開催しました。市民会館大ホール、中学生で1,200席が埋まり、中学生の熱気に包まれました。とてもいい講演会でありました。

しかし、本来は保護者が責任をもって、しっかりと子どもに礼儀、作法、言葉づかい等を教育するのが原則であると考えております。その環境づくりのため、12月8日と15日に開催されましたPTA会長会議に、私は出席させていただき、「家庭教育を担うのは保護者の責務である」ということを強くお願いしてまいりました。また、教育委員会としては、12月12日に教育基本計画検討委員会を設置しまして、平成23年に策定した教育基本計画の見直し作業に着手しました。見直しをする基本計画の中に、家庭教育の必要性を強く位置づけ、家庭教育力の充実を今後図ってまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○副 議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 教育に礼儀、作法、言葉づかいを

今、教育長から答弁をいただきました。今、小学校1年生から6年生までなのですが、恐らく道徳教育に割り当てられた時間が34から35時間だと思っています。その時間でありませんが、今これから教育計画の見直しとか言われていましたけれども、簡単にこの時間などは変えられないとは思っていますが、不足であるか、これを増やしていきたいのか、お聞きします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 教育に礼儀、作法、言葉づかいを

この道徳の時間については、国、県からの指示を含めてのものでございますので、今いわゆる時間の中で収めていきたいと。ただ、まだこれが教科化という動きにはっきり決まっておきませんので、教科化になりますと、点数、採点をどうするのかという通知表の問題があります。そういう流動的な問題でありますから、この道徳の時間と総合学習の時間を合わせながら、子どもたちの道徳教育を実施してまいりたいというふうに思っております。

○副 議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 教育に礼儀、作法、言葉づかいを

この道徳教育の中に携わるのは先生だけでしょうか。それとも部外者、地域の方々とか、そういう取り組みはどうかされていますでしょうか。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 教育に礼儀、作法、言葉づかいを

今ほど言いましたように、道徳の時間については教師が主体的であります。総合学習の時間については、地域の人たちを活用しながらやっております。以上です。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 教育に礼儀、作法、言葉づかいを

私も子どもを持つ親として、子どものしつけとか、また言葉づかい、なかなか指導ができていません。子どもだけではなくて、本当に家庭から見直していかなければならないと思っています。教育長をはじめ市長にもお願いして、やはり南魚沼市人として恥ずかしくない人間を育てていければと思っています。

最後ですが、これも私たちが総文で福岡県八女市に行ってまいりました。教育課程の特例校と指定を受けて、「礼節・ことば科」を授業に取り入れています。南魚沼では同じく教育課程特例校ということで、国際科の授業を取り組んでおられます。やはり地域の特性を生かし、子どもたちの将来のために、教育長をはじめ関係者に努力いただいて、いい立派な人間を、子どもたちを育ててほしいと思っています。

3 飼料米にも取り組みやすい環境を

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。飼料米にも取り組みやすい環境を。本来、私はこれは質問したくなかったのです。私も市長と同じ考えで、南魚沼産のコシヒカリは全て作付し、全てある程度の価格で全部販売しなければならないと考えています。しかし、今年度の米価の下落、消費の減少、2018年減反廃止が現実になるのだろうか。さらに米価の下落になればと不安はあります。

市長は転作支援の強化が南魚沼市の実状に合致していない、飼料米や米粉に組みづらいついて言っていました。とりあえず、本当に全て減反がなく、この南魚沼市の農地に全て作付して、田んぼを田んぼとして水田フル活用することで、少しでも所得が上げられるように、飼料米にも取り組みやすい環境についても、取り組む必要があるのではないかとこの視点で質問いたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 飼料米にも取り組みやすい環境を

基本的には議員からもご理解をいただいていると思っておりますが、全国のブランド米産地でありますこの南魚沼市で、非主食用米であります飼料用米の生産には、私の気持ちとすれば、積極的に取り組んでいただきたいということは申し上げるつもりはありません。しかし、農家の方がその部分を選択するのであれば、それは別にそれを阻害しようということでもありませんし、当然支援をしながらやっていくということになるかと思えます。

つくっている方が、今は市内でほんの少しいらっしゃるようですが、これはこれとして、この方は確か相当飼料用米として大規模といたしますか。一般の方が減反対策的に取り組むということになりますと、半分を全部コシヒカリを植えて、半分は主食用米で出して、その半分は例えばこの飼料用米で出すとかそういうことが考えられる。とても違う品種を同じ補助の中にとということには、作業効率の面からいって考えづらいわけですので、そ

うということができる可能性は大きくあるわけでありまして。やはり毎回申し上げておりますように、うちの南魚沼市内の全ての田んぼに、米を全部つくったとしてもせいぜい3万トンでありますから、40万から50万俵ですか、それが売れないということではないと思うのです。ただ、米価の下落というのは、我々のところだけで主導できるものではありませんで、南魚沼産が例えば一時的に高く売れたとしても、ことしみたいに仮渡金が一気に下がったということになりますと、どうしてもその余波は受ける。この対策をどうすればいいのか。

結局いきつくところは、直販ですね。そういうことになっていくのだと思います。ですので、そういうことを、販売促進をまた来年度も一生懸命やらなければならないと思っております。議員からおっしゃっていただいたように、やろうと、こうしたいのだという方がいらっしゃれば、それを我々が、いやいや、そうではないからしないでくれ、ということは全く申し上げるつもりはありませんので、ある意味、こういうことは農家の自主判断にお任せするということになろうかと思っております。

ただ、積極的に飼料用米をつくっていきましようという呼びかけは、今のところ私のほうからやるつもりはございませんので、その点はひとつご理解いただければと思っております。以上であります。

○副 議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 3 飼料米にも取り組みやすい環境を

私も実はそう感じていますが、市長はあれでしょうか、2018年に減反が廃止になるといつて——当然ご存じだと思うのですが、今の消費の低迷から考えた中で果たして国内の何ていうか、南魚沼がずっと生産が100%今後実際にできるとお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 飼料米にも取り組みやすい環境を

この5年間の中で、それぞれの地域で取り組みが、例えば余りおいしい米のとれないところでは、宮崎県か佐賀だったかそちらのほうは、もう全面的に飼料用米に切りかえていこうという動きもあるようでありますして、結局そういう流れになっていくと思うのです。主食用米をどんどんつくっていても、全部つくった場合、完全に売れ残るということはもう間違いありませんから。ですので、そうなりますと、つくっても売れない。売れたとしても、もう本当に低価格だと。そうなるのでは飼料用米なりに切りかえていこうと、そういう区分が私はこの間にできてくると思います。ですので、我々がここで飼料用米に切りかえたとか、そういうことにするつもりもありませんけれども、結局、主食用米をつくってとにかく売ると。確かに人口は減って消費は減っているわけですが、まだまだ相当開拓の余地は私はあると思っております。

そういうことで減反が全てゼロということになったときに、南魚沼が米で生き残れるか。私は生き残れる確率は非常に高いというふうに思っております。ただ、価格そのものが高いという印象が非常にあるわけですね。高いというこれはデフレの中でのそういう部分がなおさら強調されているわけですがけれども、景気が回復した中でそういう感覚がどこまで鈍って

いただけるかわかりませんが、つくられる量が増えるわけですから、ある意味若干の価格が下がっても量で賄えば、その部分はカバーできるという部分もあります。10%から15%ぐらいでしょうかね。そういうことも含めて、戦略的にこれから進めていかなければならないと思っております。

そういうことで、私は5年後、減反廃止ということが出たときに、生き残るために、今、手をこまねてはられないという思いで取り組ませていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 3 飼料米にも取り組みやすい環境を

ぜひ、この4年後に向けて、南魚沼産コシヒカリが全て作付でき、そして全部販売できるように、市長をはじめ議員、関係団体が一つになって取り組んでいければと思っています。全農はことし60万トンの飼料米の作付を考えていられると思います。やはり飼料米で取り組めるところから一生懸命取り組んでいただいて、本当に南魚沼のこのおいしい米は、全国にアピールして販売できればと思っています。以上で終わります。

○副 議 長 質問順位13番、議席番号7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

おはようございます。この雪の中ですが、子どもたちは元気にきょう登校していきました。雪国の子どもたちは本当に強いと思って見ておりました。今回は教育問題を取り上げてみたいと思っております。抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上をということで質問させていただきます。

1997年、43歳で英国の首相になった労働党のトニーブレアは、政府の重要課題は何か問われると、「まず教育、次に教育、そして教育だ」と答えたそうです。当時、英国の主要な新聞は、国の最高指導者がこのような言葉を残したことは、国家の誇りであり、希望だと掲載しています。

テレビ等で痛ましい事件を知ると、どの年齢に限らず、教育の向上が必要だと感じずにはいられません。憲法で保障されるように、義務教育は全国平等に機会が与えられるべきですが、生まれ育つ自治体で、小・中の9年間をどう過ごすかということは、子どもたちにとって大きな地域格差をもたらすと考えます。教育基本法、学校教育法の改正に伴い、公立の小中一貫教育が脚光を浴びるようになってきました。法改正にとらわれずとも、地域の教育行政改革は重要な課題であり、子どもたちの成長を行政と地域が一体となって支えていくことは、非常に大きなテーマであります。全国のアンケートでは、小中一貫校がおおむねよい成果を上げていますが、今後当市では教育方針をどう方向づけるのでしょうか。

政府は地方創成に力を入れる自治体を積極的に支援する方針を示しています。私は南魚沼市の地方創成は教育であると考えます。深刻な人口減少が進む中、南魚沼市が公立小学校の教育を特色あるものとし、子どもたちの健全な成長を支援することこそが、将来の地域の発展につながるという確固たる信念のもと、思い切った政策をとるべきであると考え、市の将

來的な方向性を伺います。以上、演壇での発言を終わります。

○副 議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

桑原議員の質問につきましては、教育問題ということでありますので、教育長に答弁させますが、その小中一貫、あるいは中高一貫こういう部分が今非常にクローズアップされているわけでありますが、いい部分、悪い部分、それぞれあろうと思います。

私は今、市内の中での小中一貫という部分については——私はですよ、教育委員会がどう思うか知りませんが、私は余り肯定的ではありません。なぜかといいますと、やはりこの9年間というのは、その地域の中できちんと過ごす。そして、中1ギャップとかいろいろありますけれども、それは授業、あるいは教育力といいますか、先生も地域も含めた中で、解消されていくものだろうと私は思っておりますが、その辺は専門的に検討しております教育委員会のほうの判断に委ねるわけであります。来年から教育基本法が変わりまして、市長がトップに立たなければならないということになるようであります。そのための協議会的なものも設けていくわけでありますが、そうなれば少しは持論をはかれるかと思っておりますけれども、今は自制をしながら教育委員会の判断を待つというところでありますので、教育長に答弁をさせます。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

桑原議員の一般質問にお答えします。まず最初に、市内小中学校の教育の現状を述べ、その次にこれを踏まえての小中一貫教育に対する今後の市の方針について、という順番で述べさせていただきます。

それでは、市内小中学校教育の現状を、学力、スポーツ、芸術活動の点からお答えします。学力は、今年度の全国学力学習状況調査において、小学校6年生は国語、算数ともに、ほぼ全国及び県の平均と同じレベルです。中学3年生は、数学が全国及び県の平均よりも低くなっています。ただし、新潟県が学力向上を最重要課題に設定して以来、全ての学校で授業改善に取り組んでおり、徐々に改善の様子がみられるようになってきております。

次にスポーツです。今年度の文科省による全国体力・運動能力、運動習慣調査によれば、小学生も中学生も体力的に非常に優れているという結果が出ました。また、個人種目では、全国大会に出場する選手がここ数年増加しております。

3つ目に芸術活動です。棚村基金の文化部門においては、ここ2年間キッズミュージカルを公演しております。地元の子どもたちがステージに上がり、ミュージカルを演じております。塩沢では子ども歌舞伎の活動が活発です。また、池田記念美術館、トミオカホワイト美術館をはじめとする多数の施設を活用した芸術活動の普及に取り組んでいるところです。特にトミオカホワイト美術館では、城内中学校の生徒によるジュニア学芸員の活動が活発に行われています。

さて、これらの現状を踏まえた上で、小中一貫教育に関する今後の方針について述べさせ

ていただきます。現在、文科省では、小中一貫教育学校を新たな学校の種類として、中央教育審議会で検討しているところです。しかし、教員免許法の改正など、多くの問題が山積しており、現実化するには多くの課題を抱えているようでございます。当市では、現段階で直ちに小中一貫教育をそのままの形で導入することは考えておりません。ただし、小中一貫教育の重要性、効率のよさについては承知しているところで、現在の小中連携をさらに強化した連携にもっていききたいという視点から、次の2点についてご説明させていただきます。

まず、小中一貫教育学校の学校の形態の視点からです。小中一貫教育の形態には、施設一体型と施設分離型があります。施設分離型は、併設型と今までの校舎をそのまま使った連携方の2種類があり、合計3種類があります。施設一体型と施設分離併設型、この2つとも校舎の建てかえ、新築というような大きな課題があります。施設分離連携型は、現在の中学校や小学校の校舎をそのまま利用して連携を図ります。このスタイルは現在、当市の中学校区においても、教育活動をしている形と大きな違いはありません。小中一貫教育という言葉は使わなくとも、小中連携教育の強化には、今後もさらに力を入れていきたいと思っております。

次にカリキュラムの視点からご説明します。学習指導要領には、小学校編と中学校編がありますが、中身としては9年間の見通しをもったものになっています。ですが現状では、小学校は6年間のカリキュラム、中学校は3年間のカリキュラムが存在しています。各教科及び領域ごとの子どもの実態に応じた9年間を見通したカリキュラムを作成することが重要であると考えております。例えば「みずから考える力」については、中学校に入ってからいきなり身につくものではありません。小学校1年生から発達段階に応じて少しずつ積み重ねて、初めて身につくものでございます。当市においては既に各中学校区で、小学校の教員と中学校の教科担当者がそれぞれ集まり、9年間を見通した指導のあり方について協議をしております。

こうした取り組みそのものが、小中一貫の一端を担うものであり、現在行われている小中連携をより強い連携にして対応してまいりたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○副 議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

今の説明でおおむね私の質問内容、自分の聞きたいことというのは理解ができました。今すぐ小中一貫ということにはなりません、今やっている小中連携の形をさらに強化していくということで、それを前提に質問を展開していきます。

まず最初に、自治体における教育とは何ぞやということを確認したいのですが、この定例会の初日に総務文教委員会の資料で、津南中等の事例が報告されました。学校を予備校がわりに使っているのではないかという報告なのですが、本来教育とは単に偏差値を上げて有名な大学に入ることではなく、豊かな人間性を育て、社会に貢献できる人材を育てていくという理念がなければならないと思いますが、南魚沼市でもそういったことでよろしいということでしょうか。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

私はまさにそう思っております。今、中学校に行きますと、学力の数値が若干落ちます。やはり学力的にたけているお子さんと、そうでないお子さん、いろいろなお子さんがいた中で全体の学力が伸びるものというふうに思っておりますし、やはり小学校、中学校時代は地元で、地元の仲間と勉強することが、私は大きな教育効果があるものと思っております。今、津南中等に6学年合わせて55人もの生徒が流れておりますので、非常に残念に思っております。以上です。

○副 議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

地元で小中を過ごすということには、私も非常に共感を持っています。私は今41歳で、25年ぶりに塩沢中学校の同級会をことし、したのですけれども、非常に地元の同級生はいいものだなあとおぼやかし、このマインドが今後のまちづくりに、個々が生かしていけるのではないかとそんな気がして、地元で過ごすということは私は大賛成であります。

次の質問なのですが、小中一貫校にせず今のままでいったとしても、中1ギャップというものをどうしても克服しなければならないと思います。中1ギャップはどういう問題かということは、ここで細かくは申し上げませんが、簡単に言えば環境の変化に対応できず、いろいろな問題が起こりやすいと。ここで中1の段階でつまずくと長期にわたって学生生活に苦勞するというところですが、南魚沼市の中1ギャップの対策というのはどうなっているのでしょうか。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

まさに小中一貫校の特色の一つは、中1ギャップが少なくなると。当然一つの校舎で9年間学ぶわけですから、その部分のギャップは少なくなるというふうには思っております。ただ、現在の段階でどういう対応をしているのかについてご説明しますが、市外の参考例をとると、同じ中学校区の小学校6年生が合同でキャンプや修学旅行を実施しています。これを参考に当市でも今後やってみたいと思っております。

それでは市内の小学校でどのようなことをやっているかということ、合同で総合的な学習を行ったり、中学1年生と5、6年生が集まり「いじめ見逃しゼロスクール」の行事を行っているという中学校区もあります。だから、あえて小中一貫教育という体制で行わなくとも、既に各中学校区が工夫して中1ギャップの克服に取り組んでいます。今後も教育委員会が主催する行事として、さらに有効なものがないか検討してまいりたいと思っております。

○副 議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

今の説明で、市内での取り組みというのは、小中一貫校で同じ校舎にいる学校と全く同じ取り組みでありまして、こういった取り組みを現状でしているのであれば、特に中1ギャップというのはうちの市では克服に対応しているかという気がいたします。

次の質問に入ります。基礎学力の向上、学力だけではなくスポーツや芸術に関してもそう

なのですが、よい教員の確保というのがどうしても必要ではないかと思っています。伸び盛りの小中学生にとって、よい指導者にめぐり会うか、会わないかということが、後に非常に大きな違いが出てくるのではないかと思っています。特色ある教育方針を打ち出して、当市に意欲的なよい先生を多く集めることが求められるのではないかと思います。よい先生という定義が非常に難しいわけでありますけれども、教員の確保についてという点でどういう努力をしていますでしょうか。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

基礎学力向上により教員の獲得が必要である、まさに同感であります。教員には人事異動がありますので、できるだけ優秀な教員を獲得できるように全力で努力をしております。今、私は県の教育委員会に嫌われるほどしつこくこの件については、「いい教員を」ということで言っております。残念ながら、教職員は県の職員ということで、私の頑張りというか、しつこさをもってしても、なかなか思うようにならない状況はありますが、精いっぱい頑張っていきたいと思っています。

ただ、いい職員をこちらに引っ張ったとしても、中には精神的に悩む者だとか、技術的に未熟な先生方もいますので、学習指導センターの指導主事による授業改善に向けた指導を通して、先生方の授業力の向上を並行して目指していきたいというふうに思っております。

○副 議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

よい先生をたくさん呼んでいただいて、うちの市の子どもたちにはいい教育を与えるように頑張っていたきたいと思っています。

次の質問です。小中一貫で寄せないと、それぞれの学校を生かしていくという方針がうちの市で確認されたわけですが、それは非常に僕はいいいことだと思います。地域コミュニティの核としての学校における社会性の教育が重要になってくるのではないかと思います。学校は地域とともに発展していくものだと思います。会派でことし2月なのですが、京都市を視察してまいりました。ここは地域の人々との交流が非常に印象的な町でありました。勉強を教えることに関してだけでなく、いろいろな職業に興味をもってもらう取り組みや、地域の伝統、文化、歴史を大切にする取り組みが見られました。地域の人々との交流は、豊かな社会性を育むためにも地域と連携した教育を推進していく、今以上に図るべきだと思っています。社会性の教育ということについてはどうお考えになっていますか。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

今言われるように、地域コミュニティの核としての学校は需要だと思っています。そして、今、教育委員会としては育てたい社会性として、まず「自己有用感」「人間関係づくりの能力」「規範意識」、そして「困難に対して、他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度」を考えております。社会性は子どもが育つ家庭や地域の中で身につけるべきものである

と思っております。全て学校任せということではなく、家庭や地域でやるべきことを自覚して、三位一体でやっていかなければ、本当の社会性は育たない。この三位一体でやるその核となる場所が、学校であるというふうにも思っております。以上です。

○副 議 長 7 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

学校、地域、家庭と、この三位一体の教育というのは、非常によいと思っております。次の質問に入ります。

教育課程の独自化により、特色のある教育を提供することが必要ではないかと思っております。独自教科というのは、教育の質を高めることになるのですが、例えば英語であるとか、道徳教育であるとか、こういった部分を独自に設定したらどうかと思います。

ただ、国が分権化を進めて、権限と予算を与えてくれなければなかなか特色ある政策というのは打ち出せないのではないかと思っておりますが、そこら辺をどうやっていくかだと思います。教育課程ですけれども、通常小中というのは6、3制であります。小中一貫校を採用している全国131校の中で4、3、2制というのがほとんどでありまして、中では5、4制とか5、2、2制、というのを採用している学校があります。学校教育法の公布から67年間、この制度が続いているわけですが、子どもたちの発達状況も当時とはかなり変化をしていますし、この制度を実状に合わせたものにしていく必要があるのではないかと私は思っています。この点につきまして、現場としてはどういう認識でいるかお聞かせください。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

教育委員会としては、三条市ほかいろいろな小中一貫校を視察させていただきました。言われるように、6年、3年の枠組みを変えてみるということは必要だなというふうに思っております。ただ、今ほどまで答弁させていただきましたように、当面は小学校6年、中学校3年の中で緊密な連携をとることを目指していますから、その辺のことを参考にしながら変則的ではありますが、9年間を通じた中で柔軟に他市のよさを見習いながら進めていきたいというふうに思っております。

○副 議 長 7 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

今すぐというわけには当然いかないわけですが、9年間の枠組みの中で実状を鑑みながら、いい制度をつくっていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、冒頭から発言しているとおり、よい教育を与えることこそが南魚沼市の地方創成だと信じております。固定観念にとらわれることなく、ぜひ教育改革を進めていただきたいと思います。最後に決意をお聞きして終わりにしたいと思います。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 1 抜本的な教育政策で子どもたちの教育の向上を

奇をてらうことなく、着実に子どもたちにとって学校がよりよい居場所になり、そして学

ぶことの喜びを感じる場であること、そしてその結果として振り返ったときに学力がついてくると、そういう足を地につけた教育を、今後ともやっていきたいというふうに思っております。

○副 議 長 議席番号1番・永井拓三君から議場での資料配付願がありましたので、これを許可し、お手元に配付しましたので報告いたします。

質問順位14番、議席番号1番・永井拓三君。

○永井拓三君 皆さんおはようございます。この大雪の中で、災害の話をするというのは、何とも因果なものだというふうに思うところですが、これまでも、はるか昔の生活に比べてみたら楽になったことは間違いないことです。それにしても「記録的」「想定外」という言葉が飛び交うきょうこのごろですけれども、そんな言葉を聞いていると、これまでの防災研究は何だったのかと、懐疑的な気持ちになってしまいます。今後、この地で災害が発生したときに、想定外という言葉がでないように、さまざまな施策や災害意識を持つことの重要性を今一度確認する必要があると強く感じています。それでは通告に従いまして一般質問を開始いたします。

1 ハザードマップのあり方について

大項目ハザードマップのあり方についてです。近年ハード対策のみによる防災対策の限界が認識されているところですが、住民の自発的な対応行動による被害の軽減のあり方が重要視されている中、住民の意識、啓発の重要なツールとしてハザードマップが位置づけられるようになりました。しかし、現状は公表されたハザードマップが住民に認知され、かつそこに表示される災害リスクの情報が適切に理解されているとはいえない状況にあります。本質問では、現状におけるハザードマップの運用にかかわる課題を、住民、行政、それぞれの観点から整備します。また、地域防災力の向上には、行政と住民とのリスクコミュニケーションが必要不可欠との認識から、ハザードマップをコミュニケーションツールとして活用することの重要性と、効果的な運用のあり方について質問いたします。

近年の防災行政では、災害情報伝達体制や避難困難者対策の推進等のソフト対策が積極的に進められるようになり、ハザードマップはその中の重要な施策の一つとして位置づけられるようになりました。近年、各地で洪水、津波、火山、地震などさまざまな自然災害を対象としたハザードマップが作成されており、国土交通省をはじめとする中央省庁では、その作成、公表のあり方を検討し、その成果を作成要領やマニュアルとして取りまとめています。

ハザードマップは災害が発生した場合において、災害現象により影響が及ぶと想定される領域及び避難に関する情報を地図にまとめたものであり、平時から住民の防災意識の啓発と、災害時における円滑な避難行動の促進によって、人的災害の軽減を図ることが主な目的であります。

既に公表されているハザードマップですが、1998年東日本における豪雨災害や、2000年東海地域豪雨災害、2000年有珠山噴火災害など、実際の災害時において利用された事例が幾つかあり、災害時における住民避難の迅速化、円滑化に効果があったことのみならず、行政の

防災対応においても、適切な時期に避難情報を発令することができたという報告がされております。

しかし、ハザードマップは、リスク情報の表示や公表の方法によって、住民に誤解を与える可能性があることや、配付されて時間が経過すると紛失してしまう住民、さらに地域でハザードマップが公表されていることすら認知していない住民が少なからず存在するなど、自治体が期待するようなハザードマップによる防災意識の啓発効果は、十分に得られていない状況にあることも否めません。

また、東日本大震災では大川小学校のように、ハザードマップでは避難所に指定されていたところが、実際に被災するという事例もあります。ハザードマップはその受け手が、受け手である住民にリスク情報や作成意図が正しく理解され、それに応じた対応行動がとられてこそ生きるものです。すなわち、ハザードマップは、行政から住民への一方的なインフォメーションツールではなく、お互いの意思疎通を図るコミュニケーションのためのツールとして生かされるべきなのです。

しかし、現状は、ハザードマップを用いた行政と住民とのコミュニケーションが十分に行われているとはいえ、ハザードマップがコミュニケーションツールとしての機能を果たしていない現状もあります。想定外を越える災害において、それによる被害を軽減するためには、自助する住民、共助たる地域コミュニティ、公助たる行政がおのこの役割を果たすことが重要です。住民が自助として果たすべき役割とは、自分の命は自分で守るという鉄則を、住民一人一人が認識し、災害時においてはみずからの判断で適切な行動により被害軽減を図ることです。

共助は個人ではできないことを、相互の協力行動により対応することであり、そこには避難困難者などみずからでは対応しきれない個人に対する支援なども含まれております。また、公助たる行政の役割は、災害情報の提供など、ソフト対策や自助、共助では困難である、不可能な対応、具体的には災害抑制力の向上のためのハード対策や、行政機関、公共機関としての対応により、自助、共助を支援することです。

このように、災害に対して住民、地域コミュニティ、行政が、自助、共助、公助の枠組みで相互に補完し合いながら、災害に立ち向かう社会こそが災害に強い社会といえるでしょう。ハザードマップを活用したリスクコミュニケーションは、住民の災害に対する認知や自助力を向上させるとともに、災害リスクの高い地域からの移転によるリスク回避や、家屋の耐震性の向上によるリスク軽減、震災保険への加入など、リスクの移転等の動機づけを醸成するものと思われます。また、平時からリスクコミュニケーションをとることによって、住民の水害時などにおける危機管理対策にかかわる思考、対応、促進などが期待され、有事においては有用な情報となることは間違いないです。

しかし、現状を見ると、行政がハザードマップを公表したとしても、十分に認知されないという事実もあります。2001年、2005年の水防法の改正を経て、洪水ハザードマップの作成、公表が全国的に推進されています。しかし、現状は公表されたハザードマップが必ずしも積

極的に受容されているとは限りません。1998年の東日本における豪雨災害においては、郡山市民を対象とした調査によれば、郡山市では災害が発生した同年8月末の半年前に、全世帯に洪水ハザードマップを配布していましたが、豪雨災害時にそれを改めてみたという住民は31%にとどまり、一方でそのとき既に紛失してしまったという住民は33%にものぼっていたという結果がでました。

また、2003年時点で洪水ハザードマップを公表していた市町村のうち、37市町村の住民を対象に群馬大学の片田教授が実施した調査では、洪水ハザードマップを所持していると回答した住民はわずか25%であり、洪水ハザードマップの所持率と配布されてからの時間の経過に、有効な関連性は見られなかったとの結果が得られました。このように、洪水ハザードマップが住民に認知されていない実態は、日本損害保険協会が実施した調査などでも明らかになっています。

洪水ハザードマップが配付されても、住民がそれを認知しなかったり、紛失してしまうという主たる要因は、住民が洪水など、みずからの命にかかわる重要な情報を認知していないことにあります。水は怖くないといった水害に対する楽観的なリスクイメージなどがそれにあげられます。浸水リスク情報を受けたとしても、住民にはリスク情報を軽視するような心理特性が作用するとも考えられ、その結果、浸水リスク情報の重要性を十分に認識しないままハザードマップを紛失してしまうなど、心理特性の1つが情報理解の非対称性であるということも明らかになっています。

災害に強い社会の構築には、行政と住民とのリスクコミュニケーションが必要不可欠との認識から、ハザードマップをコミュニケーションツールとして活用していくことが重要だと今述べましたが、しかし現状は、ハザードマップに期待されるようなコミュニケーションツールとしての機能は十分に果たしておりません。実際に南魚沼市が現在作成している複合的なハザードマップは、どれぐらいの精度で行動指南力があり、住民の情報取得など、それらの課題をどのようにクリアしているかお答えいただきたいと思います。以上で壇上からの質問を終わります。

○副 議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 永井議員の質問にお答え申し上げます。

1 ハザードマップのあり方について

ハザードマップはどの程度認知をされているか、あるいは共有されているかということが質問であります。ハザードマップ作成の前に、地域住民のところには全部説明会にあがりまして、そしてこの地域がこういう範囲で危険区域だとか、あるいは警戒区域だとか、そのことについての同意を求めながら、特に土砂災害についてはそうですね。そういうことでやっておりますのでこのことについては——その地域ですよ、その該当している地域の皆さん方には、ある程度のこういうことだという部分は伝わっております。ただ、その行動指南型だかということになりますと、その後どうするのだということですね。そういう部分がまだまだきちんと伝わりきれていない部分というのはあろうかと思えます。

議員がおっしゃったように、ただつくって、配布をして、それを見ただけで終わりということでは、何の役にも立たないわけでありますので、当然それをきちんと理解していただいた上で、いざという時の避難行動、これをきちんとお互いがやはり共有していなければ、まさに「絵に描いた餅」ということになってしまうわけでありますので、その辺をどこまで徹底させるかというのは、非常に大きな課題ではあります。

ただ、平成 23 年の豪雨災害のときに経験いたしましたけれども、これはやはり地域住民、そしてその共同体、あるいは消防、行政が本当にうまく連携がとれたということだと思っております。地域の皆さん方の防災力と申しますか、そういうことは相当あれでも実証されましたし、またあのことで大きく皆さん方の意識も変わってきたのだらうと思っております。なお一層、住民の皆さん方とともに、今議員がおっしゃった自助、共助、公助、このことをきちんと確立させながら努めていかなければならないと思っております。

専門的な立場の議員でありますので、また足らざるところはひとつご指摘いただいて、それらを生かしながら、とにもかくにも防災力の向上という点について努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○副 議 長 永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハザードマップのあり方について

私も平成 23 年の豪雨災害には非常に困らせられた一人ですけれども、実際に我が市では、組織防災というのは非常に高い割合で組織されておりますので、その部分は非常に安心しているところなのです。けれども、いかんせん先ほども申したとおり、「想定外」という言葉をなるべく使わずに、これから防災関係のことをやっていかなければならないという中で、私が配付した資料の一番最後の部分ですけれども、災害イメージの固定化というのは、実際に災害に見舞われていますので、この部分は我が市の中ではものすごく高く、大きくなっている部分なので、これに関しては非常の精度の高いものができ上がるのではないかというふうに思っているのです。

それに対して、行動指南力という部分ですけれども、自主防災組織というのはあくまで共助の部分であって、自助をどうやって今後促していくかというところに、このハザードマップが置かれる位置というか、重要性というものがあるのではないかというふうに私は感じております。そういう部分で、このハザードマップが自助という部分にどれだけ影響を及ぼすのかというところを、どういうふうに考慮して、どういうものをつくっていくのかということだけお答えいただければと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 ハザードマップのあり方について

まさに議員のおっしゃるとおりでありまして、共助や公助がいくら理解していても、自助の部分、個人個人がこのことに無関心であったり、あるいは対応の仕方がわからないということでは、何の役にも立たないわけであります。今、ハザードマップが来春全部きれいにでき上がる予定であります。これは結局各家庭に当然配付されるわけでありまして、そのと

きにも、我々もきちんとお願いをしてこなければなりませんけれども、それを各家庭の中で話題として取り上げていただくということをやっけていかなないとだめだと思ひます。ただ我々が広報だけして、きちんと見ていてくださいとかそういうことを言っただけでは、なかなか実態としてわからないということですから。

こういう事態が起きたときに私は、我が家族はどうすればいいのだろうと、そういうことを時折、折に触れ話題にさせていただくということ、強く進めていかなければならないと思ひております。それを徹底していくという以外に、なかなか手はないのだろうと思ひておりますので、そういう自覚を強く促しながら、ハザードマップの——作成時は別であります、配布時には、消防団の皆さん方にもお願いをしながら、各家庭に強く働きかけていくのが唯一の道ではないかというふうに感じておりますが、いかがでありますか。

○副 議 長 永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハザードマップのあり方について

私はこのような仕事をしているので、災害に関して家族でさまざまなことを話し合う機会が非常に多くて、うちの子どもも、私は川の裏に住んでいますので、川のリスクというのは私に語ってくるぐらいの感じなのです。それは私の家族内でリスクをどうやって認識していくかというところで、それが成り立っているのかと思ひますので。

実際、この行動指南という部分と情報取得態度というところでハザードマップに盛り込んでいただきたいと思ひるのは、ただつくるだけ、ここが危ない、「お前ん家アウト、俺ん家セーフ」という話だけではなくて、実際にそういう話題を家庭内でもしていきましょうということであったり、地域内でもそういう話をしていきましょうというようなことが盛り込まれたらよろしいのではないかというふうに思ひています。

ぜひ、その点を盛り込んだ、ほかの市町村にはない南魚沼らしい新しいタイプのハザードマップを作成していただければというふうに思ひます。次の質問に移ってもよろしいですか。それでは次の質問に移りたいと思ひます。

2 義務教育期間内の防災教育について

次の質問は義務教育期間内の防災教育についてです。実際に義務教育期間内に防災教育をしていくというのは非常に難しい問題だというふうにも私も認識しておりますが、過去の事例からみていきますと、実は戦後の昭和 22 年は学習指導要領の中にも、災害、防災、天災、地震、津波、台風、河川、土砂などさまざまな災害に関する用語が 300 あったという事実があるのです。今現在は、平成 20 年前後から大体 100 ぐらいになっているという中で、防災意識も大分教育というジャンルの中では薄れていってしまっているのかなというふうに感じております。特に平成 1 年などは、合わせて 50 に満たないぐらいの数なのです。

それに関して言えば、当時の日本人の気質として世界を目指そうということであったり、英語教育をしていこうということであったり、高度な教育をもっと、もっとなんていう話があったわけですから、当然忘れてしまいがちな災害の部分はカットされていった。しかしながら、阪神淡路や、東日本大震災、中越地震を経て、また再びこの防災教育というものが注

目を浴びていってきています。そのような中で、どれだけ南魚沼市内の子どもたちが義務教育内で防災教育を受けているかというような実績、またはその成果があるようでしたら、それを教えていただきたいというふうに思っております。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 義務教育期間内の防災教育について

教育の中にこの防災教育という部分がどう取り組まれて、そしてどう効果を上げているかという点につきましては、教育長のほうに答弁させますが、ご承知のように今、私が把握しているといいますかの中では、防災訓練の会場になった小学校、あるいは中学校の子どもたちは、そこに一緒に参加をしている。

それから、実際災害ということではありませんけれども、私はできれば、消防団の春季、あるいは秋季の演習の際に、大体小中学校で行うわけで、特に中学校の皆さん方から、そこに観覧していただきたいということを申し上げてまいりました。幾つかの中学校、ことしは城中だったかの子どもたちが参加をして、そしてその感想文まで書いてそういうことをやっているわけで、こういうことがきちんと広がっていけば一番いいと思っております。そのほかにももろもろ、確か教育関係の中でやっているわけですので、その点については教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 義務教育期間内の防災教育について

それでは、永井議員の一般質問にお答えします。最初に当市における防災教育、学校における防災教育の実績についてご説明します。小中学校では避難訓練、また新潟県防災教育プログラムにより防災教育を年間五、六時間実施しております。防災教育では、新潟県で起こり得る津波災害、地震災害、洪水災害、土砂災害、雪災害の5つの災害について、学校の立地条件にかかわらず、全ての学校で学習を行うとともに、自助・共助の考え方について学んでおります。

それでは、防災教育の成果についてです。児童、生徒について個々に認識に大きな差があります。残念ながら、どこまで理解しているか把握するのが困難な状況となっております。ことしの2月に報告された防災教育の体系的な指導に関する調査、研究の報告書によっても、課題としては教育効果の把握の困難があげられております。そのような状況の中で、今後南魚沼市の対応は、調査研究報告書でまとめられました「評価手法のあり方」を活用して、防災教育の向上を図ってまいりたいと思っております。

具体的には、地震や洪水災害等への防災教育の目標に対して、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、児童・生徒がどの程度理解し、どのように変容したかを把握するため、アンケートやヒアリング調査を行い、その結果を参考に、今後対策を検討してまいりたいというふうに思っております。

それでは、その評価の視点についてご説明します。児童、生徒が災害発生時のさまざまな危険を予測し、的確な思考、判断に基づく意思決定を行い、安全に行動選択できるようにな

ったか。防災教育を通して、家庭や地域社会の安全性や地域コミュニティに関心を持ち、人のつながりの大切さを理解し、行動できるようになったか等、ちょっとレベルの高いことではありますが、このような視点で対応していきたいというふうに思っています。

それでは、防災教育の評価として1つ目は、知識、思考判断、そして1つは危険予測、主体的な行動、そしてもう1つは社会貢献に分類し、児童・生徒が防災教育をどのように理解、習得し、また変容したかを確認してまいります。今まではただ防災訓練を実施しただけで満足しておりましたが、その辺の調査についても詳しく実態調査をしてまいりたい。その結果、今後の防災訓練に生かしていきたいというふうに思っております。

子どもたちが生涯にわたって、健康・安全で幸福な生活を送るための資質や能力を育て、心身ともに調和のとれた発達を促すことは、学校教育の重要な目的の1つです。東日本大震災では、日ごろの徹底した防災教育により、学校管理下にいた全ての児童、生徒が生き抜いたという地域がありました。改めて学校における防災教育の重要性を認識しております。

今後、本市においても、学校における子どもたちの防災対応能力の育成に努め、防災教育のより一層の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○副 議 長 永井拓三君。

○永井拓三君 2 義務教育期間内の防災教育について

すごくわかりやすい答弁をいただきました。防災教育というふうに私は一くくりに言ってしまうけれども、防災教育というのは、地震、災害等が起きたとき、前、後というものがあまして、その二軸で考えていくのが非常に重要なことだと思っております。今、教育長がおっしゃっていた防災教育は、その軸から考えると前の部分であると思うのです。それに関しては、なるほどというふうに思いましたし、今後その路線をしっかり貫いていってほしいというふうに思っています。

もう1つは、災害が発生した後という部分で、前回の一般質問のときにも市長がおっしゃっていましたが、災害食というのがあると。それを利用して、災害が起きてしまったからの実際の生活がどういうものであるか、どれだけ苦しいものが待っているかということ、子どもたちに教えていくことも、とても重要だと思います。その待っている怖いこと、待っているつらいことのために、何とかしてそれを防ごうと思うのがそれ以前の話なので、そういうことも推進していただければというふうに思います。

最後にちょっと私は1つ、自分の経験をお話して終わろうというふうに思っていますけれども、家庭内での防災教育というのは非常に重要です。当然、学校での教育も重要だと思っておりますが、やはり親から、おじいさん、おばあさんから語られる言葉というのは非常に重要であるということは、私は身を持って体験しています。私は皆さんがご存じのとおり、東京から移り住んできた人間ですけれども、その東京の祖母は越後川口出身でして、私のルーツはある程度新潟にあるわけですけれども、その祖母が極めてシンプルで、高度な防災教育を私に施してくれました。

それは、小さいころから、雪が東京でも降れば、新潟の雪害の話をととうとするわけです。これだけ雪が降って、これだけ交通がまひして、何も買えない、どこにも行けない。だから保存食をつくらなければいけないというような話をととうとするわけです。地震が起きれば新潟地震の話をし、そういうさまざまな事例を私は新潟というところから聞かされました。その祖母がその話の最後に必ず、今でいう共助の話をしてきます。毎回です、毎度です。それなので、私はもう、すり込まれたのですけれども、新潟はさまざまな、特に雪によって閉ざされているから共に助け合わなければならない。助け合うからこそ社会が成り立っているのだよということを教わりました。それが今でいう共助に当たると思いますし、それが小さいころから、恐らく新潟の人たちは話されていたことだと思いますし、身にしみていたことだというふうに思っています。

必ず「お互いに助け合う精神が新潟の心なのだよ」というふうに終わっていました。だから新潟を逆さまに読みなさいということをやっと私に言ってきたので、あ、なるほどな、というふうに思っていたところなのですけれども、「にいがた」というのを逆さに読むと「たがいに」というふうに読めます。これをキャッチコピーにして、スローガンにして、市の「自助」、自助から先の「共助」、共助を促すための「教育」であったり、自助、共助を補完するための「公助」であるというところを、防災教育だけでなく先ほどの前項にもあるようなハザードマップなどをつくって、公助としての取り組みを行っていくということが本当に重要なことだというふうに思っています。

それが私たちの市から始まって、だんだんほかの市に伝わって行ってというふうになっていけば、私たちの市がモデルケースになって注目される部分でもあると思います。ぜひ、最後の市長に「にいがた」を逆さに読んで、その共助に対する思いとか、決意などを聞かせていただければというふうに思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 義務教育期間内の防災教育について

防災といいますか、災害時の被災時の給食につきましては、ご承知のように今回実施させていただきまして、5,400人全ての子どもたちに体験をしていただいたわけでありまして、これは、災害時にはこういうことがあると、避難するということだよということをわかってもらうということも1つです。そのほかにやはり全国的に発信をしたいことは、当然被災時には食事が粗末になるわけです。非常に質素というかどうか、とにかく粗末になります。そこで被災をしても、私はこの間、魚沼会議でも言ってきたのですけれども、例えば松阪牛のビフテキもたまには食べられるよと、そういう希望を食にもっていただきたいのです。ですから日本一の南魚沼産コシヒカリが食べられますと、これはやはり全国にも発信してまいりたいと思っておりますので、またご協力をお願いいたします。

「にいがた」「たがいに」はすばらしいヒントでありますので、生かせるところで全て生かしながら取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。パテントなんて言わないでください。よろしく願いいたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 会議の途中ですが、11時20分まで休憩といたします。

〔午前11時00分〕

○副 議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前11時20分〕

○副 議 長 議席番号17番・中沢俊一君から議場での資料配付願がありましたので、これを許可し、お手元に配付しましたので報告いたします。

質問順位15番、議席番号17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

今回は1項目に絞りまして、9月議会に次いで「プラチナタウン」関連の質問をさせていただきます。資料を配付させていただきました。11月の末から新潟日報、あるいは日本経済新聞、さまざまな報道機関から「プラチナタウン」という、この南魚沼の取り組みが紹介されるにいたりまして、あちこちからおかげさまで「よかったなも」と、「どうなるがだなも」というお話がくるようになりました。この一般質問の初日に18番議員からも、ある意味、何と申しますか、本当に大丈夫なのかという立場からの質問もございました。非常に私はいいことだと思っております。まだまだこの取り組みとか、あるいはまた原作の小説にしても、ほとんどの方が目を通していないわけでありまして、これを向こう2年間で事業化にまでこぎつけるということでもあります。さまざまな立場でいい点、悪い点、心配な点、これは当然検討されなければならない。

さて、そうした中で、日本にはまだほとんど例がないわけでありまして、お手元に資料を配付させていただきました。アメリカオレゴン州のユージーンという町で取り組まれている事例について紹介いたします。ご承知の方もおられるかと思いますが、この町は国際大学の幹部教授の奥様の故郷でもあります。さて、このユージーンという町ですがどういうところかといいますと、アメリカの西海岸、ずっと北のほうに上っていきまして、ワシントン州の下、南にあるところですから、非常の緯度が高いところでもあります。日本でいえば北海道の旭川よりもまだ北ということです。

そういうところではありますが、本当に私どものこの地形とよく似ております。海岸から大体100km圏内と、信濃川に当たる大きい川が流れておりまして、魚野川に当たる支流のごく南の端にある、谷の南にある町ということでもあります。人口が2000年現在で13万7,000人余り。5年後にはこれが14万6,000人に増えております。そして、2010年までには22万8,000人にまでなると――5年で8万人増えるわけでしょうか。何があるのでしょうか。この辺から少し私も考えてみようと思っておりました。

環境、これは今申したとおり、非常にこの辺と似ております。緯度は高いけれども、海流の温かい関係でそれほど冬は寒くならないと思っておりますし、地形的にも海拔130から140メートル、まさにこの六日町の平野部あたりに相当するのでしょうか。この程度のところがあります。ここに書いてありますけれども、大学がある。今言ったように、いろいろな形で

自然環境を生かしたスポーツができる、遊びができる。文化的にもさまざまな施設があつて、50キロメートル以内にはたくさんの酒蔵がある。もっともこちらのお酒はワインでありますけれども。

あと、こういうところで——右側のページになります。この町のプロモーションビデオをネットで見てみたら「ワーキングシティ」、職場があふれる町という形だと私は思っておりますが、中ほどに、この町で高齢者を預かり、その高齢者に生き生きした生活を保障するという意味で、ここに書いてあります「カスケードマナー」こういう会社が求人を出しております。追加で2,000人を募集している。経営管理、仕入れ、健康管理者、厨房員、追加で、であります。恐らくはかなりの数が増えているこの人口は、自然に子どもさんが生まれるわけがありませんから、何らかの形で移住があるものであろうと。それが全部、高齢者移住がどうか私はわかりませんが、見込みで、5年間で何と8万人増えるということ。昔でいえば、石炭が見つかって、あるいは金が見つかって、ゴールドラッシュでそこに人が寄ってくると、そんな感じにも受け取られるわけであります。

しからば、こういう私どもにとって身近な町で、全米的にもさまざまな場所で展開されているこういう取り組みが、私どもの町で可能であるかどうか、これを市長に伺いたいと思っております。4点をあげておきました。

まず1点目、今、私どものこの地域の適性というものを評価していただいて、これからさまざまな取り組みに助言をしていただく。これは三菱総研、あるいはそれを地方創成という政策の中で支えていただけるであろうこの国。この国との関係を具体的に問うてみたいと思っております。まず、新聞報道による、あるいはまた10月27日の勉強会によります誘致の規模であります。200人から400人、これが果たして最終的な移住の受け入れの規模で、本来私どもが目指している若者の職場、人口の新しい回復、それが十分賄えるだけの規模であるかどうか、これについて伺いたい。

2番目に、これは三菱総研の主席研究員さんのコメントとして新聞に載っていましたが、移住者の市民税の減免などということがありました。これでは市にとってメリットがかなり減ってしまう。いただくものはやはりいただいた中で、別の意味で移住者の負担を軽減しなければならないと私は思っております。この主席研究員さんも「特区」ということをおっしゃっておられましたが、しからばどういう特区があるのか。これについて、私なりの見解もありますけれども、市長はどういうふうにそのとき感じておられるか、これをまた伺います。

それから、そういう移住者の方々からいただく契約料、生涯医療も——医療は別として、介護のほうはしっかり面倒をみると、前払いであります。この前払いの代金を、今お客様が持つておられるマンションの例えば賃貸料あたり、これで調達したらどうかということがありましたが、モデルになった小説「プラチナタウン」を執筆された楡修平さんは、きっぱりマンションという資金源を否定しておられます。この辺についての見解も伺いたい。

そして、移住者の方々の住居が一戸建てになるのか、マンションになるのか、これについてもこれからの検討課題だというふうに新聞にはありました。この雪を、介護が必要になる

直前まで一戸建てで本当に安心して管理をしていけるのかどうか。そして、この物件の販売コスト、それから介護や医療の、例えば集合住宅であれば、一つの棟で大勢の介護や医療を必要とする方がみられるわけでありまして。一戸建てとなると、雪の中を車で一々お医者さんや介護士が行って面倒をみる、そういうコストも考えておられるのかどうか。あるいはまた、点在する一戸建てになるかどうかわかりませんが、コミュニティーとしての維持、拡大管理、それができるのかどうかということが少し心配でありました。

あと、国のほうであります。今年の8月にこれも新聞に載っていた記事を、9月議会で配付させていただきました。例えば東京に住んでおられた高齢者が、こういう地方、郊外の介護サービス付きの機能を持ったマンションに移る場合には、送り出す自治体のほうが、医療費、介護を負担する、こういう法律が、2015年、つまり来年であります、できるように今検討が始まったというふうに報道されました。当たり前であります。東京のほうで面倒をみきれなくなったお年寄りを地方に送り出して、さあ、医療も介護も地方のほうで賄ってください、どなたがそんなことを受け入れますか。当たり前であります。これはどうしても国のほうに働きかけていただいて、新聞報道にあるような形で実現してもらわなければならない。これについての市長の国に対するこれからの取り組み、三菱総研はどう言っておられるのか、この辺も伺いたい。

(2) 番目ではありますが、自前の特任チーム。これはアドバイザーである三菱総研とは別でもよろしいですし、総研の指定をしたそういう検討チームでもいいわけではありますが、これを創設、設立するお考えはあるのかどうか。9月議会では、三菱総研にいろいろ相談してみてもという答弁があったというように思っておりますが、私はやはりアドバイザーはアドバイザー。私どもはここにずっと何十年も根を下ろして、この土地の酸いも甘いもかみ分けているわけでありまして。そして、後で申しますが、三菱総研が気がついていないいい点もまだあるかもわからない。これを発掘して自前のプランにするには、私はやはり独自にチームをつくって、職員と、ここにも書いておきましたが、特に「民」であります。「学」一体化した中での独自のプランを練り上げていただきたい。

そして、これは希望ではあります、9月議会でも申し上げたとおり、30年たてば、このプラチナタウンは構わないでおけば大きな転機を迎えます。もともとの狙いが、肥料分が少なくなったこの南魚沼の職業基盤というこの土地に、豊かな高齢者を大量導入するという完熟堆肥を入れるわけでありまして、この完熟堆肥が効いているうちに新しい芽を育てて、できればよそからミツバチも飛んでくるというようなそういう、私どもが持っている基幹産業をここでこ入れをして、次のステップにつなげなければならないわけでありまして。

でありますから、若手の――幸いこのまちには最近の動きとして、30代を中心とした若手起業家の大きな塊があります。大きくはないにしても、非常に力強い塊があります。こういう若手の起業家を取り込みながら、独自の案を練っていかなければならないと思いますが、市長の考えを改めて伺います。

(3) 点目ではありますが、実は10月27日の勉強会以前に、少し担当課長にも話はしまし

たが、三菱総研側にも手紙を一本書いておきました。私どもの地域は国際大学という三千数百人の優秀な修了生のその人脈を持っている非常に大きな人的資源がある。これを構わないでおく手はないし、今、この地域には少ないけれども、起業するそういう経験を持った高齢者がもし大勢来ていただけるのであれば、結びつけば、非常に大きな日本の第二の開国ともいえるような、アジア、アフリカに向けての展開が開けるはずだ。その拠点づくりという視点からも、ぜひ進めてほしいということを申し上げておきました。

唐突かもわかりませんが、ここは東京から 90 分というそういう地でもありますし、また、日本海にも 90 分、新潟空港にも 90 分であります。非常に対大陸、沿岸に対してのビジネスには向いております。これに、市長はご存じだと思いますが、ある方を通じて、峠の向こうでありますけれども、ビジネスマンの現役、OB、あるいは大学の先生方、こういう方が中心となって、毎月勉強会を開いている定例会がございます。一部の会員からは、このまちの取り組みについて非常に高い関心を持っていただいている。私はこの I C L O V E の将来性というのは、そういう新しい外部からの血を入れれば、非常に現実的になってくると思っておりますが、これについての取り組みのお考えも伺いたい。

4 点目になります。市長も「尊厳」ということについては、たびたび述べておられました。これは私も 2 つに分けて考えまして、まずは健全な「活動期の尊厳」、そして誰にも訪れる「終末期の尊厳」であります。活動期についてはさまざまな取り組みがあるわけでありまして、生き生きとして、それぞれの持ち味を移住者の方が生かしながら、尊敬をされる、あてにされる、大事にされる、感謝をされるそういう仕組みを作り上げていくこと、これは大きな課題であります。

あとは終末期であります。長生きを望んでこちらに来るわけでありまして、長生きをすると加速度的に認知症の罹患率が上がってくるわけでありまして、全くコントロールできない自分がそこで生まれるわけでありまして、幸いこの地には、その認知症、精神科の大家がおられます。今のうちからしっかりとその辺の基礎固めをしてほしいと思っておりますし、今年度の国の補助事業としまして、終末期の医療にかかる研究、モニタリングに全国で 10 の病院が指定されたわけでありまして、その 10 の病院の 1 つに大和病院が選ばれました。この 3 月までに 40 ほどの症例といたしますか、家族の理解を得ながら終末期医療の実態をサンプリングした中で調査をしていくと、こういう方針であります。これは今後の取り組みとして、この地域の大きな財産になると思っております。この辺についての尊厳の捉え方、確保の仕方、これについて市長の見解を伺いたいと思っております。壇上からの質問は以上であります。

○副 議 長 中沢俊一君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

中沢議員にお答えを申し上げますが、今、例として挙げていただいたユージーン市、ご存じのようにうちの中学生が海外派遣でここにもう 7 年お世話になっているところでありまして、そういう意味では非常に友好的な部分もございますので、またぜひとも参考にさせていただきたいと思っております。

事業化に向けての今後の行程、そして規模、三菱総研、国との関係ということでもあります。その前に、この規模的に 200 人から 400 人というこれは、200 人の家族含めて 400 人という部分ではありますが、最終ということではありません。これはモデルであります。ここが程度うまく機能するということになれば、当然ですけれども、南魚沼市全域にも広げていきますし、あるいは隣の魚沼市、あるいは湯沢町、十日町市これらにもある程度波及していくものだというふうに私は思っておりますので、モデルということでご理解いただきたいと思っております。

さまざまな提言がなされております。三菱総研の松田さんがよくおっしゃっていますが、この市民税の減税とか、ある意味呼ぶための特典的なことも検討しなければならないということをおっしゃっておりますし、雪も問題点がないわけではありませんし、そのほかにもいろいろな問題が出てまいります。出てまいります、ご承知のように、スケジュール的には、第 1 回勉強会は先般行ったわけでありまして、第 2 回目が 12 月 24 日に予定をされているところであります。この中で、今想定しておりますことは、三菱総研のほうからご提案いただいているところでありますが、平成 27 年度には具体的な事業実施主体と想定されます企業・団体、こういう皆さんと協議会を設立して、平成 28 年度からの事業着手に向けてということでもあります。それで、平成 27 年には国の補助事業に手を挙げるということです。

その準備といたしまして、2 月をめどに南魚沼版 C C R C の目指す姿の概略を決定していかなければならない。次に想定する規模につきましては、先ほど触れましたように 200 人規模ということでもあります。これはモデルですので、そういうことです。あわせて、併設するサービスに必要な施設整備がどういうものが必要か、ここもきちんと計画をしていかなければなりません。実施はあくまでも民間の事業者となりますので、機能の充実や規模の拡大、市全域への展開これらも見据えながら、そして結果がどうなってくるのか、これも進みながら、見ながらということで非常に私は期待しているところであります。

三菱総研、あるいは国の施策との関係でありますけれども、このたびのこの C C R C を南魚沼の地でモデル実施するというご提案をいただいた三菱総研さんは、先般申し上げました平成 22 年 4 月 1 日に産・官・学からなる会員組織「プラチナ社会研究会」を設立して、この研究の最先端を進んでいるというところであります。今後の高齢化、あるいは地方の人口減こういうことも含めて、まずは解決する 1 つの切り札としての具現化を目指しているところでありますので、我々も一緒になってやっていかなければならないと思っております。

国のほうでありますけれども、ご承知のようにこれは 10 月 31 日に開催いたしました「まち・ひと・しごと創生本部」の有識者会議での事業の中で、「地方創生」の具体策となる 2020 年までの総合戦略として、高齢者が共同生活する地域共同体、これは日本版の C C R C、この設置を含む地方移住の促進策が盛り込まれております。

こういうことから見ますと、我が市が進めますこの施策は、国が進める施策にも合致した取り組みでありますし、できればこれは日本型の C C R C のモデルとなれるように推進をしてまいりたいと思っておりますので、ご協力も含めてよろしくお願い申し上げたいと思っております。

おります。

通告時にちょっと想定していなかったご質問もありましたので落ちがあるかもわかりません。それはまた再質問でお願いいたします。

「特任チーム」の創設の考え方ではありますが、今、この専従の職員を置いた特任チームをつくる考え方はございません。ただ、先ほどからお話し申し上げておりますとおり、平成27年度に事業化に向けた、この協議会を設立して研究検討を行うということになりますので、庁内のプロジェクトチームは必要であります。

C C R Cという中では、産業振興、あるいは雇用の確保、有能な人材の確保、これも地域のメリットの1つでありますので、当然ながら、介護、医療も含めたあらゆる施策分野からみた深い検討が必要になりますので、各部、あるいは各課からやはり1人、あるいは2人ずつの参画は必要と考えております。この12月24日の第2回目の勉強会で、南魚沼版のさまざまな構成要素を明らかにしていくことになりますので、その結果を受けて、最も効果的で機動力のある体制で臨みたいと思っております。

I C L O V Eとの関係であります。これはまさに議員がおっしゃるとおりでありまして、前々から申し上げますように、ここを選んでいただいた一番大きな要素は国際大学であります。国際大学でありますので、この部分を本当にきちんと生かしていかなければなりませんし、双方がお互い恩恵が出るようにやっていかなければなりません。その中で、国際大学を卒業されて各国にお帰りになって活躍されている皆さん方、こういう方たちとのコネクションもあるわけでありまして、そういうことを十分生かしていく、これは非常に大きな力になるものだと思っております。

ちょっと返りますが、戸建てかマンションかということです。マンション型もあれば戸建てもあります。そして、例えば戸建てとした場合、医療機関や介護のところに車で行かなければならないとか、そういう想定はしておりません。その敷地内といいますかは、約15ヘクタールぐらいがまずは必要になるだろうと思っておりますので、その中にあらゆる施設を整備していくということでありまして。介護部分も含めてですね。

ただ、介護になる人がいるかいないかはわからないわけで、まさに介護になっている人を連れてこようということではありませんから。アクティブシニアという皆さんを連れていこうということですから、これは結局、フィットネスクラブ的な部分も含めて、この辺はどういう運営になっていくのか。ただ、しかし最終的にそこまできちんと用意をしますということは打ち出していくわけでありまして、どういう形態をとるのか、これはこれからの検討課題になっていくものだと思っております。

もちろん、このことが地域に貢献していただけるような、議員もおっしゃったように産業がそこに興る、あるいはそれを目的にして企業が進出をしてくる、そこによって雇用が生まれる。このことをやっていかなければ、議員がおっしゃったように最終的に30年後には、大変なところになってしまったということになりかねませんので、十分そのことを念頭に、それが一番の目的でありますので。

そして、介護保険、あるいは医療保険こういう部分の懸念は、私も前々から申し上げたとおり、やはり少しはあったわけです。今、議員がおっしゃった居住地特例というのは、あれはもう介護になった人のその施設を、例えば東京都区内ではなかなか建設ができないので、何々区、あるいは何々市がこちらにそれを建てて、そしてこちらで受けいただく。しかし、住居は残したままですから、当然ですけれども社会保険の関係は、全部そちらの区の居住地のほうできちんとやっていると、こちらには負担をかけませんと、これが居住地特例ですから、今元気な皆さんをこの制度にのせて連れていこうということにはなりません。そうすると、住所が移ってもらえないものですから。ここに居住して、住所を構えていただいてこそ、人口の部分も含めて貢献ができるわけですから。その皆さん方をあちらに残したまま、それはできないし、するつもりはありません。

もう1つの大きな特徴といいますか、これは東京あるいは今自分の住んでいるところにある財産を活用するということです。信託もあればいろいろありますけれども、これを活用しながら、金銭的な部分も相当余裕が生まれてくる。そういうことをまた想定しているわけでありまして、両方へ財産を持って何もしないということにはならないわけでありまして、そこにやはり都市圏の中での不動産関係、あるいは信託銀行とかそういう皆さん方からも絡んでいただいて、あちらで私であれば私の所有している土地・建物、あるいは財産を運用していただく、あるいは売却していただく。こういうことも含めて全部一緒にトータル的にやっっていこうということです。

ですので、住居もこちらに移ってもらいます。そして、介護になった場合は当然こちらでやっっていかななくてはならないわけですので、その部分をどうするかというのは、これからの課題の1つであります。1つであります。今触れましたように、相当の、リタイヤ後も地域に貢献する意欲、あるいは学びたい意欲——いつも言っていますように「教養と教育」でありまして、「きょう用があって、きょう行く」ところがあれば、そう簡単にぼけもしませんし、体のほうもそう簡単には介護になっていくことではありません。そういうことをきちんと目指しながら——でもいずれは来るわけですから。いずれは来るわけですので、その体制はきちんと整えておかなければならない。そのことが市にとって大きな負担になるというようなことにならないようにしなければなりません。その仕組みはまたこれからも一緒になって研究していきますけれども、そういうことであります。

ですので、この高齢者の活動期及び終末期の尊厳確保、このことは今議員からおっしゃっていただきました終末期医療、大和病院は病院再編後もこのことを相当柱に据えてやっしていきますので、そういう部分できちんとカバーができるのだらうと思っております。ただ、詳しいことはまだそこまでよくわかりませんが、そういう体制はきちんと必要だと。基幹病院という部分もありますので、このことも大きな進出をしていこうという面では大きな柱の1つでありましたので、そういう医療体制のきちんとした完備、充実、これも我々の責務だらうと思っております。

概略的には以上でありますので、また具体的なお質問をいただければと思っております。

以上であります。

○副 議 長 質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は午後 1 時 20 分といたします。

[午前 11 時 54 分]

○議 長 (関 常幸君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後 1 時 20 分]

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

それでは、再質問をさせていただきますが、当初のモデルとして 400 人の移住を考えていると。これはモデルケースであって、これから魚沼全域も含めて移住者のほうは、もちろん民間の会社の判断によるわけでありますが、随時増やしていく。そういうことであるというふうに私は理解いたしました。

これはこれで私も納得しますが、ちょうど 20 年前になりますけれども——もっと前か。魚沼コシヒカリが差別化ということで、そんな動きが始まりまして、新潟の一般のコシヒカリと比べて 400 円、800 円という値段の差がつかしました。このことなのだねと言われたのですが、そうではないよと。まずい米と比べて、うちの米は倍になる可能性があるのだからということで、今のこういう格差ができたわけでありまして。それから 10 年以上、一般コシヒカリと 8,000 円台の格差がついたわけでありまして。私はそういうことをプラチナタウンにも期待いたします。これを呼び水として、突破口として、より一桁多い移住者が来るように、そしてこの辺の基幹産業の本当に起爆力となる政策となるように期待しておきます。

1 回目の再質問であります。特区であります。税制優遇の措置であります。12 月 1 日の日本経済新聞にこんな記事がありました。株の売却益がありますが、日本ではこれに税金がかかるわけでありまして。これを回避するために、永住権を外国に移しまして、ニュージーランドとか、台湾とか、それから香港とかが多いわけでありまして、10 数年前の 2.6 倍、日本人が国外に住所を移しているそうです。この売却益に関する課税がヨーロッパでも問題になっておりまして、富裕層の国外流出と、こういうことがあるわけですから。特区ということであれば、では我々のところに移住してくるプラチナタウンの住民には、株式の売却益をゼロにするとか、そういうことを私は提案をしてもらいたいのです。

移住者の介護費用、医療費用、2015 年にはこれに大きな見直しがあるわけでありまして。先ほど市長がおっしゃったこの措置とは、私は異質のものが出てくると思っています。これに対して今から国に対して申し入れをしていただきたい。そういうふうに提案するわけでありまして、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

この特区的な考え方につきまして、今、特別にこの部分、この部分ということ特定して想定しているわけではありません。これから協議をしていく中で、どういうものが出てくる

か。その株の問題も出てくるかも知れません。当然、特区として必要だということがあれば、それは今、国の制度がなくても、特区ですから提案がきくわけでありまして、働きかけもきくわけでありまして。どういう可能性があるのかというのを、この24日、あるいは2月の会議の中で、お互いに協議をし合いながら探っていくということになろうかと思っております、それらは提案ということで今受け止めさせていただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

次に、この原資となります移住者の負担であります。負担の原資であります、持っているマンションというのは、基本的に価値はないというふうに原作者の楡修平は言っておりますし、私もそうだと思っております。それについてもう少し、例えば小説に紹介してあるようなああいうファンドの活用であるとか、有効性のある資金づくりに研究すべきと思いますが、これについての考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

マンションに原資としての価値があるかないかというのは、小説の中ではないというふうにあったとしても、実際、例えば三菱の中では三菱不動産という大きな部分もあります。そういう価値、あるいは資産の運用の仕方、これも我々がなかなか考えつかない部分も相当出てくるものだと思っておりますので、私はマンションであっても、それが原資にはならないということにはならないと思うのです。けれども、その辺は価値を見る目が私たちにまだないわけでありまして、これはもう専門的な分野の中でご検討いただく、これは私は必ず資産運用としてできるものだと思っております。そういう部分も当然、協議の中では出てくるわけでありまして、その辺も十分留意をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

続きまして、庁舎の調査チームのことです。創設するということで、これは評価いたしますが、やはり私は先般から申し上げますとおり、役人さんの発想といいますかその判断の基準とお金が動いている、時代が動いているこの判断というのは、少し違ってくると思っております。コンプライアンスに対して、あえて私はノンコンプライアンスというふうに言いたいのですけれども、とらわれない考え方、動きをみる考え方、これが必要だと思っております。ぜひとも民間の、しかも若手からこういうチームに加わっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

先ほど申し上げましたように、庁内に職員としての専属の分野は設けることではない。プロジェクトは組みます。今、議員がおっしゃったように、私たちはこれから協議会を立ち上

げるわけでありますので、その中には当然ですが、民間の皆さん方が多数を占めるわけであります。そこに若い皆さんも当然でしょうし、女性の方も全部入ってくるわけになりますので。ただ、特定の団体的に、この会から、この会からということがうまくいくかどうか。これはちょっとわかりませんが、もう民間の皆さん方の考え方や、そういうことが大きく成否を左右するわけであります。当然、民間の方のほうが圧倒的に多くなると、私はそのように考えております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

そういうことであれば私もそれで納得いたします。県外のある団体の、興味を持っていただいて、実績のある方からの助言であります。その方も四国のある中核都市のまちおこしの相談を受けていると。しかしながら、長老さん方の存在が非常に——あとは申しませんが、この辺も含めて、特に若い皆さんの力を生かしてほしいと思っております。

次に移りますけれども、I C L O V Eであります。先ほど申しましたが、今の市の取り組みですね。1年半たつわけでありますが、私どもの目から見れば、時々行われる講演会、この辺がまだまだいわゆる行政の域を出ていないという気がいたします。もともと大きな外部の力といいますかを取り込むつてがあるというふうには私は思っていますから、これを生かしてほしいと思っています。そのような取り組み、意気込みをひとつ伺いますが。

○議 長 市長。

○市 長 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

I C L O V Eにつきましては、発足時から私もちょっと申し上げているところでありますが、短期間で大きな効果がすぐ出るということではない。そういう人脈づくりも含めて、そういうことから始まっていくわけであります。1年ちょっとやって大きな成果がここにあったということにはならないという、これはもう先刻ご承知のとおりというふうには私は思っております。

当然、これをきちんとした果実につなげていかななくてはなりませんので、もっと、もっと、どういう点が不足しているのか、あるいはどういう活動、行動をとればいいのか。これはこれからの課題でありますけれども、今議員がおっしゃったように非常に大きな可能性を、外部の皆さんとも、卒業生の皆さんも含めて、あるいは今度移住していただける方も含めて、大きな力になっていくものだと思っております。もう少し息の長い見方をいただければありがたいわけですが、究極は議員がおっしゃるようなところに結びつけていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

これは本当に、市長の先般の答弁にもありましたが、時間との戦い、競争相手との戦いなのですよね。申し上げたいのは、例えばこの車社会の発端をつくったヘンリーフォードであろうが、この明りのもとをつくったエジソンであろうが、この間の青色LEDであろうが、

極々限られた人の発想や動きが出ているわけでありまして。そういう種をもっと、もっと貪欲に私は見つけ出してほしいのです。いかがでしょうか。もう1回聞きます。

○議 長 市長。

○市 長 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

もちろん、そういう形に結びつけていきたいという思いですけれども、なかなかそのエジソンだ、フォードだ、あるいは青色発光ダイオードだとか——トヨタの未来というのは、何十年もかけて研究をしてきて、ようやくこの水素自動車といいますかそういうところの発売までこぎつけたということでもありますから、スピード感は必要でありますけれども、拙速になっては困るということです。その辺はまた国際大学の皆さん方ともきちんと連絡というか協議を行いながら、なるべく早く成果が出るような形は、当然とっていかなくてはなりませんし、大きな成果がでることを期待しているわけでありまして。

いずれにしても、例えば外部の皆さんとうまくコミュニケーションがとれて、そういうことになったとしても、外国へいらっしゃる方、すぐにそのことがどんと一発で成果に結びつくかと言われると、簡単ではないということはお承知のとおりかと思えます。じっくりと落ち着きながら、しかし、他におくれをとることなくということ、きちんと念頭に置きながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

とにかくそのきっかけでありますか、発端となるその種を探す努力をしていただきたいこととであります。

あと、そうですね、4番目の尊厳というほうに移らせていただきますが、この活動期の尊厳。なかなかいろいろ誘引をつけて入居してくださる方を募集する、一遍には難しいだろうというのがやはり一般的だと思います。私はこの10月にある講演会に行きましたが、ここで紹介された例が、立川市の大山団地というマンション群であります。3,200人ほどの入居者だったらしいのですが、応募率が14倍だそうです。町内会に全員が入る、そして全員が持ち味を、その中でコミュニティーの一員として発揮してもらう。そんなことも含めまして、とにかく人からあてにされる、ありがたがられる、一人一人がやっていく。そういう仕組み1つをとっても、この14倍という倍率を生み出す大きな原動力になったと聞いております。

でありますから、繰り返しますが、ソフトのほうの仕組みづくり、この辺のコミュニティーとしての組織づくりについては、どんなふうなお考えでおられるか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

これもたびたび申し上げますように、人間幾つになっても、知識欲と地域に貢献したいという欲望は、常に持っている。ここをどう満足させるかということとあります。遊びたいこととかそういうことはそれとして、そこが今、大きなキーワードだというふうに言われておりました、一番はやはりなぜここに、前から申し上げますように国際大学この

大学と連携をしながら、大学で学ぶことはもちろんであります。しかし、我々のこの市内には国際情報高校をはじめ高校もあります、中学も小学校もある。例えばですよ、そういうところでゲストティーチャーでも何でもやっていただく、こういう仕組みをきちんとつくっていかねばならないわけでありませう。

そして、学問的な部分、教育関係ばかりではなくて、地域の中でやはり学ということもいっぱいあるわけですね。我々の地域でしか享有していない部分とか、そういうことも非常に大きな魅力だと思っております。雪だって考えれば、非常に大きな資源でもあります。悪いイメージだけが植えつけられておりますけれども、そうではなくて雪の持つ魅力だって、地元の人やそういう関係の方たちが雪はこういうものだとか。そして解けてこうなるのだとか、そういうことも学びの1つであります。例えばではその雪をどう克服するか、そういう技術や考え方も我々の中で考えている部分と、ここに住んだことのない人たちが突然ひらめく発想みたいなものもあるわけですね。

とにかく学べる、地域貢献ができる、そしてお互いに高め合える、このスキームの構築を本当にきちんとしていかないと、「来てみたけれども、とても退屈すぎて何でもなかったから帰る」ということになられては困るわけですね。その辺はまた新潟県、あるいは参加していただく皆さん方と、テーマとしては大きなものになりますので、きちんと構築していかねばならないと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 「プラチナタウン」事業化には市の主体性を明確に

全くこの雪というのは、アジアの人にとってみても、私の娘婿は九州ですが、九州の両親がこの雪を見て日本人でもぶったまげて帰りました。そして家に帰ったらもう自慢ばかりですよ。大きな私は資源だと思っておりますし、今の市長の考えに私は満足しております。

あとはこの終末期の尊厳です。先ほどお話しましたが、全国10の病院からゆきぐに大和病院が選ばれた。ほかの病院は大きいところがほとんどです。有名なところがほとんどですが、こういう取り組み、本当に地域を挙げてのこの終末期医療というのは、私どもここで生まれ育った者にとっても大きな財産になるわけでありませうから、くれぐれもそういうソフトの分野の開拓、開発を怠りないようにお願ひいたしまして、質問を終わります。

○議長 長 質問順位16番、議席番号26番・若井達男君。

○若井達男君 明日の南魚沼市の農業を問う

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。豪雪の中、傍聴者の皆さん、本当にご苦労さまでございます。一般質問もあと私を含めて3名ということでございます。せっかくでございますので、最後までひとつお願ひいたします。

通告内容は明日の南魚沼市の農業を問うということで、すばらしい夢を描ける農業があるのではないかとというようなことで通告をしておきました。12月2日には第47回衆議院選挙が公示され、この14日には投票が行われました。そして、前段この演壇からはそれぞれの議員がやはり今回の選挙を踏まえた中で、それぞれの角度で捉えられた質問も大変多く出てお

ります。そうした中、私も明日の南魚沼市の農業を問うということを考えてときに、かなりこの選挙戦で農業問題が議論されるのではないかと、与野党で戦われるのではないかと、そのように思っておりました。

しかしながら、残念なことに農業問題は、まさに日本の農業が抱えている大きな問題が多々あるわけですが、まあ何らと言っていいほど党首はこれに触れませんでした。それぞれの農林議員の中には、しかとこれを受け止めて選挙戦を戦ったそういった議員は、与野党問わず選挙区で勝ち上がってきております。これらの結果は、今の農林水産大臣西川さん、副農林水産大臣あべ俊子さんでしょうか、これらは残念なことながら選挙区では苦杯をなめております。

そうしたことに、本当に今選挙戦が終了した中に、私たち農民は、農業者は、果たしてどこでガスが抜けたでしょう。あわせて、この農業問題だけでは私はないと思っております。原発再稼働問題、そして今の少子化の問題、今ほどどこからもささやかれましたが集団的自衛権の問題、特定秘密保護法はこの10日に施行されております。そういったところに議論がなく、やはりアベノミクス1点で与野党がここに絞られて選挙戦が終わったということで、私もこれから4点ほどは通告しておきましたが、かなり濃い内容で市長のほうから市の考え方を引き出せるんじゃないかと思っておりました。私自身はかなりそんなことで勉強が足りなくておおざっぱになると思いますけれども、ちょっと前段が長くなりましたがひとつよろしくお願いたします。

最初に農政改革及び農協改革ということで通告をしておきました。今ほど申し上げましたように、農政改革につきましては今年度平成14年度からは、大きく分けまして生産調整の見直しということと、戸別所得補償の見直し、そういったことはもう決められたことを進めてきたわけです。ですが、これらについては生産調整の見直し——これは生産調整を平成18年になくするのではないのです。ことしから生産調整を選択制にされた中で平成18年までもっていったときに、本当にこれが政府、国、自治体が手を離して、生産者団体でそれぞれ数量を決めてください、やってみてください。その上に立って廃止ができるのであるか、そうでなく廃止はできないと、まだ行政の主導で生産調整を進めていかななくてはならないと、そういったものがまずこの農政の改革の中の1つの大きな柱となっております。

そして、戸別所得補償は前政権で最初の1年次をテスト期間として戸別所得補償の直接支払が行われた、1万5,000円。そしてその後2年間、正式にやったわけですが、これらはその時点では法制化をしようと、法律的にきちんと位置を定めようということだったわけです。けれども、これらは大きく見直しがされまして、多面的機能、直接支払という形になっております。これがどれだけ私たちのこの南魚沼市の米生産農家、米にかかわらず主要作物、転作作物こういったところに直接どのような形であらわれてくるのか、これらについてひとつ市長の見解を伺うところでございます。

続きましてTPPです。これはもう環太平洋経済連携協定、まさにTPP。このTPPも特段、今始まったのではないのです。これもまさに前政権の民主党政権のさなかに、菅総理

がTPPに参加するぞという大きなアドバルーンを上げております。そのとき民主党はそういうことで前に進むということだったわけですが、野党であった自民党はそんなに前向きではなかった、慎重派だったのです。しかしながら、このTPP問題については政権がかわったと同時に、安倍総理は聖域なき関税撤廃を前提にする限り、交渉参加には反対を言うと言ってスタートしたのです。これは去年、おととしの12月ですね、総理になったときに。そのときに聖域なき関税撤廃がある限りは、TPPには参加しないと聞いていたのです。

ところが、昨年2月、日米首脳会談でオバマ氏と会談したときには、もう参加しましょう、しますよということをしたのです。それが3月15日にTPP参加をするということを決めたんです。あの約束はどこへ行ったのだ。そして、その後は今なかなか表に見えてこない。しかしながら、私たちが議会を開いている最中、この選挙戦のさなかの今月7日から日本時間で13日の未明まで、高級官僚会合が会議を開いているのです。そして、その上に10日からは実務者会議も開かれているのです。そういったのが、これもやはり私たちの国民の目に見えますかと、関係団体がこの状況を把握していますかって。実際はできないのです、できないふうになっているのです。お互い12か国、TPP加盟3か国、12か国のアメリカに日本が入りますよと言った時点で、このTPP交渉過程はお互いに公表しないと、しないようにしてやりましょうと、秘密保持の契約を結んでいてやっているのだと。だから、自民党の国会議員だからといっても、わかる人はそうはいないのです。わからない人は大勢です。ほかの野党の国会議員も当然です。

しかし、一番私たちが恐れることは、聖域なき関税撤廃これがあるうちは絶対私たちは入らないと言っていたのが、さっき言いました3月15日の加盟に入る前には、前提ではないといことを総理みずからが表現しています。そういう中の今までのTPPの進めなのです。

そして、またこの後、米価の安定についてもお話が出ますが、このTPPの参加云々、どこまで譲歩云々と、日本の国というのはおかしいのですよ。このTPPも衆参の農林水産で決議されているのですよ。その前に日本は米を一粒たりとも入れないということをして昭和40年代に3回決議しているのですよね。しかし、事なくミニム米、アクセス米として今現在入ってくる。これはウルグアイラウンドで多角的貿易交渉から1986年に始まって、1993年にWTOに入るといことで発展的解消をしておるのです。

そういったところがあるにもかかわらず、前のめりでとにかくTPP参加を進めている。これらがやはり私たち南魚沼米づくり農家——TPPは確かに農作物だけではありません。サービス貿易そういった中には医療、保険、環境それから知的財産権そういったものも入っているわけですが、私がこの壇上から市長の所見を伺うのは、このTPPにある程度の形で参加をした、そういったときにどういった影響が私たちのこの南魚沼市に出てくるかということ。ひとつ市長の所見を伺います。

次に米価安定対策はいかにということで、3番目に通告しております。ことしの米価ははなからもう仮渡金でこれだけですよ、と出た。これが魚沼コシで1万4,200円。そしてそこにJA魚沼みなみについては800円の追加措置をして、まず1万5,000円はついております。

しかし、この1万5,000円の暫定価格が出て、そしていざことしの米がどうだったとみてみたら作況指数は、確かに新潟県内101が出ています。私たちの魚沼地域も101が出ています。それが数字としては出ていますが、実際私たち稲作農家にとってみて一番のものは、やはり戸別所得補償もなくなったのです。先ほど申し上げておりましたように、農政の見直しの中に、法律化しようかということまで言っている戸別所得補償1万5,000円。そしてこれにもナラシはついていたのです。それが減額をされて7,500円になっている。

そして、ことしは台風11号——8月のまさに11日だったでしょうか。台風11号による自然被害、これによる熱風被害によって収量は大きくまた落ち込んだ。そのあげくがJA魚沼みなみを見ても、去年の集荷量に合わせても1万5,000俵少ないですよ、どうか農家の皆さん、手持ちの米を1俵でも半袋でも出してくださいと。これはきのう市長が我々の同僚議員、黒滝議員にも答弁しておりますが、米はそれでも足りない。米価が下落をする、戸別所得補償は2分の1になった、その上に、台風被害、自然災害被害にあつて収量が落ちた。そしてこれもつながるところは、ここにTPP参加ということになったときに、どのようにになりますか。

いかに私たちが米価を、南魚沼コシヒカリが安定して作付されて、おいしいお米が食べたいという日本中の皆さん、世界の皆さんに出そうとも、つくる意欲がなくなっているのです。もう、なくなってきたのです。そんなことで、これについても、生産者だけでなく、自治体、団体そういったところで手入れができることは、特段のありとあらゆる手入れをやらないことには、魚沼コシといえども作付者が減っていくということです。

これはきのう、おとといの日報には出ておりましたが、生産費10アール当たり13万8,000円かかっていますよと。じゃあ、今私たちがこの1万5,000円で米を出したときに、8俵はとれたとしても幾らになりますか、12万円ですよ。8俵とれたとしても、大きく生産費が米の販売価格を上回っているのです。こうした中で南魚沼コシヒカリの栽培ができますか。やはり力のある人、考えている人は、新たな転換を来春からはもう他の作物にしよう、飼料用米作物は地域性等、気候性があつてなかなか難しい。10万5,000円という数字が出て踊っていますけれど、これは自分たちが生産目標を掲げたそれよりも少ないときに、加算金がついて10万5,000円。そうしたら農家の所得は変わらないのです。

そんなことで、私たちが南魚沼コシを、どこにも負けないコシヒカリを皆さんから食べていただくには、やはりひとつこの南魚沼市としての取り組みを伺うところでございます。

そして、その米ができ上がったときに、より一層南魚沼コシヒカリを販売しなくてはならないのです。これも14番議員のほうから、きのう質問が出ておりました。販売促進の予算もつけろと。この販売促進の予算は、ちょうど去年の12月議会で私はこの壇上から、どうですかと言ったら、新年度予算で盛りますと、まさに市長は約束してそのとおりにやりました。それぞれの販売部門、生産部門そういったところにそれぞれが元気の出るような、そして販売・購買力がそれぞれ進むような、そういったところに300万円という予算を消化した中で、取り組んでいっていただいております。これも南魚沼コシを販売しよう、他より

販売しよう——魚沼市はもう、北魚沼コシヒカリブランドという名前で袋までつくって出しているのです。そういうことがありますので、やはりよその畑はよその畑として、私たちはこの南魚沼コシを全国に売り歩ける。

そして相対取引が8割までいっているということは、市長のきのうの答弁にもありましたが、この相対コシ8割もやはり売り方によっては、売り渋りをするぐらいでないと市場では負けてしまう。全農が20万トンを来年の11月まで保管していきましょうという、政府農林水産省はそれによって今の西川農林水産大臣は、国は来年の米を11月まで保管します、その具合を見て出しますと。しかし、来年の11月になると新米が出ているのです。古米になってしまうのです。そういったところの対応は、国は国としての、県は県としてのそれぞれ対応があるわけですが、その点についてひとつ市長の特段にこの南魚沼コシの販売戦略をまた伺うところでございます。壇上からの質問をこれで終わります。

○議 長 若井達男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 明日の南魚沼市の農業を問う

若井議員からは、国政選挙では聞かれなかったような大変熱のこもった農業政策を展開していただきまして、大変ありがとうございます。一部の候補者が、TPPで約束した農業5品目、重要5品目は必ず守るということはおっしゃっていましたが、今、議員がおっしゃったようなことについては、ほとんど触れずじまいというところであったような気がしております。

それでは、議員の質問にお答えいたしますが、まずは農政改革と農協改革ということであります。その前に、多面的機能支払がどの程度、市の何と申しますか農家ばかりじゃないわけですが、皆さん方の財政的に貢献があったかということになるろうかと思えます。全体的ですと、確か支払額が全部で1億円弱だったように思います……（「3億円」と叫ぶ者あり）失礼、3億円。私の集落が132戸であります、この中に加盟した皆さん方が、大体20人前後です。あとは全く農業をやっていないとかお寺さんだとか、そういう皆さんがありました。そこで、ちゃんと行動、活動をしていけば、大体年間130万円前後のお金が支払われるということです。それだけポイントを出せば、個人に7万円から8万円です。これは資材の購入やいろいろありますけれども、全体的にはそういうことですが、どのくらい農家の皆さん方に経済的な貢献があったかと問われますと、まだちょっとわかりません。

ただ、一番これはよかったということは、地域コミュニティがこのことによって非常にまた確保されたといえますか、そういうことの復活が目に見えてきたということは、一番の大きな成果だと思っております。

さて、この農政改革であります、4つの改革のうちの「農地中間管理機構の創設」、「日本型直接支払制度の創設」これが多面的機能であります。これにつきましては制度の方針に沿った取り組みを今進めているところであります。農地中間管理機構創設による農地の集積につきましては、5月の第1回募集では61人から約36ヘクタールを集積・配分しまして、11月の第2回募集では107人から約68ヘクタールを集積し、現在担い手への配分を進めて

いるということでありまして。面積的には前年度と大体同程度であります。これはやはり小規模な農家を排除するという意味は全くございませんけれども、コスト削減から含めて、こういう部分は進められるところはやっぱり進めていかなければならない。そして、農地の荒廃を防がなければならぬわけでありまして、これはもっともっと進めていこうと思っております。

多面的機能支払につきましては、市内の農振農用地の90%の土地ですね。約160集落が参加している12の広域組織です。これはご存じのとおり旧々町村の単位です。で新たに協定をいたしまして、農地の維持管理、農業施設の補修、農村環境の保全これらを行っているところであります。

「経営所得安定対策の見直し」につきましては、収入減少影響緩和対策イコールいわゆる「ナラン対策」であります。これが平成27年度から対象者要件を、認定農業者などに限ることになってきました。まあ、やはり大規模農家——大規模でもあるかないかは別にして、農業を専門にやっていらっしゃる方に絞っていくということでありまして、その対応を今進めていかなければならないと思っております。

4つ目の「水田フル活用と米政策の見直し」につきましては、国によります生産数量目標の配分が平成29年産までと一応今は想定されているわけです。そういうことですので、その後の生産者あるいは集荷業者・団体が、需要に応じた生産を行うということになっているわけでありまして。その対応方針についてJAをはじめ、関係機関・団体と検討を進めていかなければならないと思っております。

農協改革であります。現在政府の規制改革会議の提言によりまして、さまざまな議論がなされております。国主導で行われるような情勢であったわけでありまして、農水大臣が変わりまして、「農協自身の自主的改革を望む」と促したところでありまして、全農中央会は「JAグループの自己改革」を発表いたしました。いずれにいたしましても、政府の規制改革会議で持ち出された農協改革でありますけれども、全国の農協はやっぱりそれぞれの地域で農業者から必要とされた農協の姿とおおむねなっているところだと思っております。大きく改革しなければならない。単協ではいろいろありましようけれども、存在を否定するようなことには絶対ならないと思っております。中央本部の部分がどう変わっていくのかということが、これからの課題だろうと思っておりますので、でき得る限り農業者の視点に立った自己改革に期待をするところであります。

TPPであります。今、議員からいろいろおっしゃっていただきました。この選挙戦の中で、今の石破地方創生担当大臣が来県いたしまして、その演説を私も1回お聞きいたしましたけれども、重要農産品5品目については、絶対守りますと。政府の閣僚の一員としてそういうお話をいただきました。私も前々からこのTPPにつきましては、このことをきちんと守った上で賛成ということを申し上げてまいりました。ですので、これは守っていただけるものだろうと思っております。

今なかなか中身が公表されないのだからわからないのですけれども、おおむね確かこの方向は、

特にアメリカあたりがどの程度まで了承されているか、ここが焦点だと思いますけれども、少しはやはり進んでいるのだらうと思っております。ただ、数量をある程度限定したりとか、あるいはその価格をある程度一定のままで輸入をするとか、そういう妥協策も出るのかもわかりません。その辺はちょっと私わかりませんが、このことについてはきちんと守っていただく、これは国民に対して約束したことでありますので、まさかこれを破るとは思っておりません。

このTPP交渉が成立したときに、南魚沼市内にどういう影響があるか。これはなかなかちょっと私もわかりません。わかりませんが、この農業5品目がきちんと守れたということであれば、大きな影響はないと思うのです。しかし、いろいろ輸出品の問題、輸出に関連している業者も企業もいらっしゃいますので、そういうことも含めてちょっと私が想像しかねるところであります。いずれ交渉の内容がある程度になってきますと、当然、私たちの市の中にも大きく影響を受ける部分というのも出てくることは想像に難くありませんので、それらは情報収集に努めたいと思っております。

やっぱりこのことによって、1つの産業そのものが壊滅的な打撃を受けるということが起こり得るわけです。このことによってもうその産業が日本では成り立たない。そこで思い出されますのが、田中先生が通産大臣のときに行って、アメリカと妥結したわけですけれども、あの繊維交渉ですね。繊維業界の生産施設をもう本当に縮小して、もう、一定規模まで絞って廃業するところには、膨大もないいわゆる廃業補償金ですか補助金を支払って、他業種に転換していただくとかそういう対策を進めてきたところでもあります。

これによって一時はやっぱり相当の怨嗟の声も上がりましたし、混乱もしたでしょうけれども、今や日本の繊維業界は姿を変えて何ですか……炭素。何炭素だ、航空機の機体までつくれるようなそういう技術を世界でいち早く開発をして、そういう繊維業界の業者も出ているわけでありまして。それはそれで長い目で見れば、そのことがよかったと言えるのかもわかりませんが、短期間の一時的な中では、非常に混乱をすることはあり得ると思っております。

今の政府の中にそういう大胆な政策を打ち出して実行できる政治家がいるや否や、非常に疑問ではあります。でも、やはりこういうときであればこそ、そういう強力なリーダーシップ。そしてやっぱり当事者からは憎まれる部分が出るわけですね。相当なやっぱり非難の声が上がるわけですから、それを覚悟の上でやり遂げることができるか。景気が上がればいいや、いいや、何てことばかり言っていて、いい面だけを見せているということではなかなか根本的な改革は進まないだらうと私は思っております。

米価安定対策でありますけれども、今、議員からおっしゃっていただいたように、一応仮渡金は1万4,200円、魚沼みなみのほうは1万5,000円。北魚沼の農協のほうも何かそこに上げたようでありまして、しおざわもそれを検討している——まだ決まっていないかね……(何事か叫ぶ者あり) まだ決まっていない、検討をしているようであります。

ただ、それにしても相当下落をしておりますので、この安定対策ということはどうするかということでもあります。これはいつも私が申し上げておりますけれども、全農に出荷をした

部分がこの価格ですね。やっぱりそれは大きく報道もされるわけですので、一般消費者の皆さん方も安くなったわけだと、こうなるわけです。今、JA魚沼みなみさんで白米として相対取引、直販をやっている部分は、キロ 600 円の値段を下げおらずに、全部売り切れる状態であります。白米にしてやるというのは、量もまだそう多くはないわけですが。

こういうことに着目しますと、いつも申し上げておりますように、出荷の仕方からあるいはその流通の部分を、流通経費を1つ、2つ省くことができるわけです。それを省けば、消費者の皆さんにそう高いものだと思われなくて済むような部分も、確か私は見えてくるものだと。現に農協さんが直接宅配便等で送るやつは、今言ったようにキロ 600 円です。それで買っただけでいるわけですね、全部売れているわけですから。その間に入る大手の卸だとか、小売の経費だとかそういうものは全部抜けるわけです。ですから、そういうことをやっぱりある程度模索していかなければならない。

しかし、全部が全部そうできるわけではありませんので、玄米のまま大量に仕入れていただく卸の業者さんもいるわけですし、そういうことをどう対策を進めていくかというのは、これからの大きなこの問題点だと思っております。国のほうで米価の安定対策を打ち出すべきだという声もあります。しかし、この国の制度にのりますと、常に減反といいますが、この影はついて回るわけでありまして。これ以上つくらないでくれ、そしてそのことでやって、なおかつ下落した場合は、こういう補償をしますよと。

そうなりますとちょっと話は大きくなりますが、農家の方、あるいはJA、そして市、いろいろ協力をする中で、南魚沼版の安定基金というのを設けるといというのは、私は1つの手だと思っているのです。ただ、相当多額の基金が必要になります。2年も3年も連続して下がっていったということになれば、基金なんて一気に底をつくわけですから、そういう問題をどう捉えられるか。

しかし、我が市は農業が基幹産業で、そのもとは米だと。そしてこの価格の安定的な部分をきちんと打ち出していかなければならないとなれば、一気に多額の基金を設けるといのは無理にしても、やっぱりこれは当然、JAあるいは生産者の皆さん方からも出資といいますが基金を出してもらわなければならないのですけれども、そういうことも、もう模索すべきではないかという気はしております。これはまだ全くどこに申し上げたわけでもありませんで、若井さん用にとっておいた、まだ私一人の考え方でありましてけれども、そういう部分をこれからやはり模索すべきだろうと思っておりますので、またお知恵を拝借できればと思っていますところでもあります。

生産費を下げようと、やはりコストダウンというのはい必要ですね。ですので、ある程度集積できる農地は集積をしてコストを下げるという——今、議員からおっしゃっていただいたように、13万5,000円も生産にかかる費用があつて、売れる米は全部売ったって12万円だということになりますと、誰でもつくらなくなるわけです。ここをやっぱり生産費のコスト削減ということになりますと、ある程度の規模をきちんとやらないと出てこない。

昔ですけれども、富山県のほうでは100ヘクタールの土地を集積、まあ借りて全部そろえ

て、そこに減反用の豆をつくったり、あるいはお米をつくったりして、常勤で年間を通して5人の職員を雇って、そして十分経営をしていったというあの農業——サカタだかサカイさんだかという方でしたけれども、私は1回視察に行った覚えがあります。そういうやり方をすれば、相当のコスト削減もできるものだと思っておりますが、我々の地区で100ヘクタールとかということは非常に無理があります。

ですが、いずれにしても農地集積をある程度はしなければなりませんし、やっぱりどうしても自分で8反部でも5反部でもつくってほしいという人がいるわけです。これを無理やりやることにはなりませんけれども、その皆さん方への対策をどうするのか。またこれから大きな問題点はいっぱいありますけれども、いろいろ知恵を絞りながら、とにかく産地間競争に勝つと、そしてきちんと売り切るという方向を、次にむすばりますけれども、確立していかなければならないと思っております。

販売促進であります。私も新聞で見まして、「北魚沼産コシ」という名前が出たとき、やっぱりこれは、しめた、と思いました。ようやく我々の土俵に乗ってきたと。もう魚沼産コシ一辺倒でやられては困るということで、我が市は「南魚沼産コシ」ということでずっとやってきたわけでありまして。ここに魚沼産コシを生産する地域の皆さん方が、いや北魚沼産だ、十日町産だと言っていたら、まさにこれは思うつぼ——なんて言っては失礼ですけれども、非常にやりがいのあることであります。

ですので、私は、これは1つの大きな、我々がJAさんと進めてきた南魚沼産コシという——ブランド名ではありませんけれども——ブランドとして売り込んできたことが、ようやく功を奏し始めたかと思っております。そうしますと、我々は魚沼産コシということを中心に置いて、南魚沼産コシという限定でもう商売ができるわけです。ベースには当然、魚沼産コシというブランドがありますけれども、それをうまく利用できるだろうと思っております。

販促であります。ことし、いろいろやってみました。その結果を今、検証しております。来年度ではどういう方法を採用すればいいのか、これも検討を——これから予算編成に入りますので——編成はもうおおむね進んでおりますが査定に入りますので、その中できちんと確立していかなければならない。ことしと同じようなことだけをやっては、まず無理であります。

ですので、きのうもちょっと申し上げましたが、テレビのスポットがいいのか、いやいや新聞がいいのか、イベントがいいのか。いろいろなことがあります。私はテレビのスポットとかではこれはとても一過性でだめだということは申し上げてきました。さあ、じゃあどうすればいいのかということです。これはまあ1つ西武ドームのことは大きな成果だと思っております。少しずつではありますが、販売が、いわゆる注文が出てきているということでありますから、ああいう形がまたとれるのか。これは西武ドームということだけではありませんけれども、そうではない形の中でどういう展開ができるのか、十分検討をしながら予算措置をしてまいりたいと思っております。また、いい方法のこれがあるよということがあれば、お知らせいただければ検討をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上

であります。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 明日の南魚沼市の農業を問う

若干、再質問をさせていただきます。農政改革につきましては、今ほど市長のほうから答弁をいただいたことで、私も内容的にも把握しておりますし、十分だと思っております。

農協改革で私のほうで壇上からの落ちがちょっとありました。市長から大まかな農協改革についての答弁をいただいているわけですが、実際、具体的に農協改革で今、政府が進めている改革委員会が進めているのが、JA中央会をまずなくそうと、そして、一般社団化にしようじゃないかという方向。これはまだ表にはそう出ていないのですが、今、進めているというのがあります。

この一般社団法人化も、別にこれが良い、悪いということではないのですが、一気に中央会をなくして一般社団法人化したときに、それぞれ下部組織、県連また単協そういったものを全て抱えているわけですが、これもなかなかまだ表へ出てこない。しかしながら、2月の通常国会には農協法改正法案を出すと。出せばまさに多勢に無勢と言ってはなんですが、あの人数を持っているわけですので、前に進んでいくのではないかというような気がします。その点について1点。

いま1点が、やはりこの改革案の中の1つに、JAの中央会が今持っている単協に対する監査権限ですよね、これを今度はなくしようということで進めているみたいです。では、なくしたときに、どこが単協をきちんと引っ張っていくのか、指導していくのかということと、我々が単純に考えてもそういったことが出てくるわけです。これがまさに2月の多分、半ばぐらいには、農協法改正法案が出てくるのではないかと思うわけです。この点について市長のほうでお考えがありましたら、ひとつお聞かせください。

それと、TPPになりますが、確かにこのTPPに参加したからといって、南魚沼市がどうなるといっても簡単には妙案は出ないと思います。良いにつけ、悪いにつけなかなか出てこないと思います。ただ、TPPの恐ろしさは、先ほども言いましたように、農業品目だけではない、ゼネラルアグリメントだけではない。そういう分野をみたときに、他の重要5品目にかかわらずやはり心配事は、市長の答弁にもありましたが常について回るといえるわけですね。

私はこの5品目の中の1点にひとつ心配があります。それは乳製品です。クリスマスを前にして、やはりケーキだ、アイスクリームだ。要は乳製品を使う、バター、生クリームそういったものが極めて不足をしているということは、皆さんご承知なのです。じゃあ、その手当をどういうふうにするかということ、やはりこれは輸入品で賄うより手がないのです。

そういったところが、重要5品目といっていながら、蟻の一穴ではございませんが、風穴の通るようなものをつくってしまうのではないかというようなことで、そして、この乳製品については時期をみて輸入をしようという考えを、もうはっきり言っているわけです。

そして、今度この乳製品のチーズ、バターのもとが何で少ないかといったら、これは北海

道をひとつとってみますと、毎年、北海道の酪農農家は 200 軒以上ずつ廃業しているのですね。その 200 軒も私たちの地域のように 10 頭、20 頭という規模ではない。50 から 60 頭、大きいところは 200 頭、そういった規模の酪農家が廃業している。この廃業にもやはり 2 通りあって、今までやってきたけれども経営的に無理だということと、今度はそうではない、TPP の参加なんてことがあったときに、これ以上続けていって本当にどういうふうになるかわからない。赤字のない、今の何ともないうちにやめようということで、200 戸以上の酪農家がやめているのです。そして、これは北海道酪農全体の 3% だそうです。そうすると、約 7,000 戸の酪農家がありますけれども、10 年続くと 3 分の 1 なくなってしまうのですよ。そうしたときに、まさにうってつけの乳製品、重要 5 品目といっていながら、そういうところは風穴があくのではないかというようなことで、大変これらも心配しているところでございます。これらについてもお考えがありましたら。

私は米、麦、豚肉、牛肉、砂糖等々も簡単には日本も譲らないと思います。アメリカが車の関税をタダでいいよと言えば、日本もぱくっと食いつくかもしれませんが、アメリカとてそういうわけじゃないと思いますので、もしこの乳製品についての市長のお考えがありましたらひとつお聞かせください。

それから、米価の安定対策ですが、白米キロ 600 円というようなことで、本当にこれはまさに心強い価格であると思います。そして、これらの価格を保持するためには、やはりみずから身を切らない、この価格を維持するというのが、私は大切じゃないかと思っております。

数年前に産地間協定で北海道に行きました。そしたら、北海道の米づくり農家は、私たちの 1 万 5,000 円の米が売れるのは、南魚沼コシ、魚沼米が 2 万 5,000 円、3 万円ですん然と輝いているから、私たちの米を買ってくれるお客さんがいるのですと、そう言っているのですね。なので、決してこの 600 円が高い数字だと私は思いません。700 円でも、一時は 700 円ぐらいまで、680 円、700 円ぐらいいっていたわけですので。そんなことで、これらについても私はひとつ、この米価の安定化対策については、方法はいろいろありますけれど、自分たちみずからが今の価格を保持し、やはりそれ以上をつくり上げていくということだと思っております。

そして、米価の安定に市長のほうから答弁がありました、「基金」。私もこの基金は自分でも考えていました。いいこういった形で安心・安全の基金ができれば、米づくり農家も安心してやられていられるのだがな、というふうに考えてみたのですけれども、果たしてどれだけの数量的な基金ができるか。どこまでそれをもってセーフティーになるかということを考えてきたときに、私も市長の考えと——全くこれは持っております。その辺もひとつ検討の余地じゃないかとは思っています。

今回の選挙について、ある党は保険制度を取り入れたらどうかというようなことに触れておりますけれども、保険制度になるともともと難しいんじゃないかというような気がします。できる米価安定策について、できる対策はもう常に講じていかなくてはならないと、

そのように思っております。

あと、コシヒカリの販売促進。これはちょっといいですか、市長。JA魚沼みなみの南魚沼産コシヒカリの販売新米キャンペーン、これはすばらしいですよ。これを見ただけでコシヒカ리를食べたくなる、人にも勧めたくなる。こういったものを、幅広く私たち南魚沼市民が自身もやはり理解していると、そしてそれらを広くPRしていく。販促費をつけてやるのも結構ですけども、これはJA魚沼みなみがつくったものなのです。まさにご飯が食べたくなりますよ。

そんなことで、この販促については市長のほうからいい答弁をいただいておりますので、答弁は結構ですが、以上につきまして再質問いたします。

○議 長 若井達男君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 明日の南魚沼市の農業を問う

再質問の中でも農協改革ということではありますが、中央会の部分ですね。これを一般法人だか社団法人だかは知らないけれども、そうしようという動きもあるということは、新聞に書いてあったか何かでちょっと耳に挟んだ覚えがあります。具体的にどうなっているかはわかりませんが、そうなったときに本部はそうなる、じゃあ、県から単協まではどうなると、こういうことはちょっと私が理解しかねる部分であります。農業協同組合法ですか、法律もあるわけでありまして、その法律にのっとって今やっているわけですね。ですので、何をその標的にして思いついて、都会方の議員がそういうことを言い始めたのかというのは、ちょっとわからない部分があります。

ただ、全農といいますかその皆さん方も、少しあぐらをかいていたという部分はあったと思います。ですので、やはり自己改革をきちんと打ち出して皆さんにアピールすれば、国民の皆さんが全て今すぐ解体しろという方向では、私はないと思います。金融だとかそういう部分に切り込みたいのだと思います。

常にそうでありますけれども、そこを「農は国の基」だというその観念というか概念を、もっとやっぱりみんなが持ってもらわないと、なかなか農業に対する風当たりというかは治まりませんし、農業に対する国の支援もばらまき程度で大体終わってしまうということが懸念されるところであります。

監査権、これは監査法人というものもあるわけでありまして、別にどうでも全農が監査権を持たなくても、監査法人に頼めば、それでしかももっと公明正大な監査をしていただけるわけですから、ここを死守しなければならないという気持ちは、ちょっと私はわかりません。わかりませんが、どういうものですか——内部のことがよくわかりませんので、監査なんかどこから請けてもらったって、はいオッケーというようにウエルカムという体制でなければ、全く透明化といいますか、きちんとした正常化にはなっていないわけでありまして。その辺はちょっと私はわかりませんが、やっぱり今ある組織がなくなる、あるいは縮小されるというのは、どうしても抵抗がでるわけでしょう、その辺は推移を見守りたいと思っております。

重要5品目、これは議員もおっしゃっていただきました乳ということは、何かことし突如としてバターが足りない。だけれども、今、国のほうでバターの在庫を大手メーカーに要請をして放出させているようです。今のところなぜあれが急に、私も家庭の中でバターが、なくて困ったという話は聞きませんが、バターが高くなったり、品物がなかったりしているという話は聞きました。私もよくわかりませんので、それがクリスマスケーキにまで影響するとは思いませんでした。

ただ、今、議員がおっしゃったように、酪農家が本当に疲弊をしているという話は、これはもうずっと伺っているところでありまして、この辺がもしTPPの中でなお一層打撃を受けるということになれば、本当に壊滅的になるかと思えます。そこをどう防げるのか。

今、与党の国会議員の中にも、いわゆる農業部門といいますか、族でいうと農林族ですか、この皆さん方も大分発言力は増してきているようであります。ただ、選挙前は割合とそういうことを言いますけれど、選挙が終わるとまたくるっと別を向く人もいますので、その辺が要注意であります。都会選出の議員ではわからないことが、我々の地域から出ている議員は本当によくわかっているわけです。そういう皆さん方に、とにかく私の方からも市長会等も常にそれは言っているわけですが、地元選出の国会議員に対して地元の実状をきちんと伝えて、それを実現してもらおうとか、そういうことに努めようということをやっております。そういう方向を一生懸命やっていくという以外に、今のところは手当をする部分は、私は持ちあわせておりません。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 明日の南魚沼市の農業を問う

時間も少なくなってきましたが、農協改革についても、これもなかなか表に出てこない、そういったところだと思います。これもさかのぼった話をさせていただきますと、安倍総理そのものが、農は水穂の国からということで、水穂の資本主義経済というものを訴えて総理になっているわけです。これらはひとつ忘れてはいただきたい大事なことだと思っております。そんなことで、答弁は結構ですが以上で終わります。

○議 長 質問順位17番、議席番号12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 一般質問に入る前に、3年ぐらい前でしょうか、一般質問で商工に土木学科をとるという質問をしました。この間の日報さんでも取り上げていただいてありがとうございました。非常に国交省のほうもうまく進んで、今度認可が降りて、高校の段階で土木の2級が取れるということです。あと実地を迎えて、ここの地域にマッチングして就職していけば、賃金体系もよくなるかと思えますし、担い手としても育っていったらいいかなと思っております。

1 市民の安全・安心について 徘徊の対策について対策は

一般質問に入らせていただきます。市民の安心・安全について 徘徊の対策についてであります。我が市ではFネットということで警察を通して網になっていますし、市があつたり

いろいろな企業が入っていたりするわけです。徘徊については福岡県の大牟田市というところが、すごく全国でも先進地であります。各自治体もかなりこの先進地で勉強をして、いろいろ取り組んでいるというふうに伺っております。その大牟田市では、警察の最初のやつはSOSネットというのですけれども、そこから市に落ちてきて、市では愛情ネットというのをやっています。今は大体スマホの時代ですけれども、そういう中で市民ボランティアを募って、大牟田市では約4,000人の方がそれに登録をされていて、個人情報ですのでその家の方がいいよと家族の承諾を得た上で、写真等、特徴等がスマホにばっと出てくるそうです。そういうことによってやはり徘徊でいなくなった人が見つけやすいということでもあります。

徘徊については、やっぱり初期の段階で言っていると、1時間でわかれば範囲がこのくらいです。半日たてばもっとすごく莫大な範囲になるわけですので、初期がいかにか大事かということが徘徊者を探すに当たっては非常に大切だというふうに私は感じております。GPSというものが携帯にはついていて、そういう機能を利用していいのですけれども、携帯をいつも持って歩くとは限りませんし、例えば靴にGPSを入れていたとしたってその靴を毎回履いていくとは限らない。

それはまあ個人的なことになるのですけれども、全国的には50万人以上といわれる認知症の方がいたり、年間、厚生労働省の話ですと250人ぐらいがいなくなっているそうです。いなくなったことによって死んだかどうかはまだわからない、確認されていない方も非常に多い。警察に何と言いましょうか保管されている方でも、届け出が出ていなかったり、本人がわからなかったということで、帰っていない人も何人もいるというふうに伺っております。

非常に家の人からすれば大事な人なわけですし、以前80歳ぐらいのおばあさんが、お父さんがやっぱり出て行ってもう2年ほど帰ってきていないと。死んだか生きていてもわからない中で、非常に嘆いていたところをテレビでも拝見しました。また、Fネットの中でも新しい仕組みを今度つくっていくそうでありまして、市長もその会議に入っているとは思いますが、そういう中でうちの市として何ができるかということをお伺いいたします。壇上では以上です。

○議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 塩谷議員の質問にお答え申し上げます。

1 市民の安全・安心について 徘徊の対策について対策は

徘徊についての対策でありますけれども、ご承知のように市ではただいまは地域包括支援センターが事務局となって、平成19年度から地域住民代表者の皆さんや、警察、消防、金融機関、商店これらの代表者の皆様、あるいは介護サービス事業所の協力を得ながら、「認知症あんしんネットワーク会議」を開催して、地域見守り支援体制の構築を図っていると、これはご承知のとおりであります。

この会議で毎年、行方不明者捜索訓練も実施をしております。実施後には課題を掘り起こして改良を加えながら、実際の捜査はもとより訓練に生かすべく取り組んでいるところであります。

さらに、年間を通じて地域住民への啓発普及として認知症サポーター養成講座を開催して、住民相互の認知症に対する理解や協力を働きかけております。この理解が非常に大事であります。ここが進みませんと、今、議員がおっしゃったようなSOSネットワークの中からのまた特定の部分ですね、これがある意味公表されるわけですから、やっぱり非常にその部分が厳しいところがあります。

徘徊が心配される方につきましては、ご本人の情報をご家族、介護保険のサービス事業所、ケアマネージャーと相談して、顔写真を用意したり、ご本人が立ち寄りそうな場所を確認しているところで、今はこの範囲ですね。

警察署のSOSネットワーク手配票への依頼、これがFネット、今おっしゃったところで、これをどうするか。こういう事前の相談対応を取らせていただくケースも多くありますし、実際に行方不明となった場合、関係者が捜索の協力に至るケースもあるわけでありまして。ここが大牟田市の取り組みが非常に進んでいるという部分でありましようが、まだやはり認知症ということに対する、ご本人は別にいたしまして、関係者の皆さん方の理解——理解はしているのですけれども、それを公表して、そして協力体制をお願いするという部分についてのまあまあ考え方が、非常にまだ進んでいないという部分もあります。

これは行政のそういう情報の発信力の不足ということもあるのかもわかりませんが、ここが有程度解決できれば、今、議員がおっしゃったような体制はすぐに築けるものだと思います。確か一番それが、もし行方不明とかになった場合の、捜索には役に立つわけがありますので、そういうことができ得れば非常にありがたいと思っておりますし、当然検討していかなければならないことだと思っております。以上であります。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 市民の安全・安心について 徘徊の対策について対策は

市長が今おっしゃったとおり、やっぱり理解と近所のコミュニティー、先ほど来1番議員も言っていますけれども、自助・共助の部分で地域のコミュニティーで助け合うということが、非常にこの部分には大きいものがあるのではないかと思います。そこでやっぱり市ができる範囲というのも決まってはきますけれども、我が市でも年間、何人かそうやっていなくなったり、亡くなられている方もニュースで出たりもします。そういう部分で今言ったような取り組みを、市として進んでいっていただきたいと思っております。以上で1番を終わります。

2 小学生の発達障がいグレーゾーンについて

2番に移らせていただきます。発達障がいのグレーゾーンについてでございますけれども、全国の公立小中学校の通常学級に在籍する方で、人とのコミュニケーションがうまくとれないなどの発達障がいの可能性がある小中学生というものが、2012年12月には6.5%、1クラス40人学級でいうと二、三人はコミュニケーションをとれない方がいるというような話です。2002年に発達障がいのある方の割合は、男の子にやっぱり多いのですね、9.3%、女の子は3.6%というような確率だそうです。

アメリカの自閉症の発症率は160人に1人、これは2004年の発表でしたけれども、現在の2012年ですかに発表されているのはもう88人に1人と、もう倍近くに増えてきているというような現状があります。そういった中で、3歳児検診では発達の上の問題を指摘されなかったにもかかわらず、5歳児で指摘されるというケースがかなり増えてきているということですし、また、それ以上の年になってからでもそういうことがわかるということがわかってきました。

その中でかつては親の養育の態度などが原因であると言われていたこともありましたけれども、現在ではそれらは否定されていますし、親のしつけや本人のわがママが原因なのではないという要因だそうです。南魚沼市の場合の子どもの支援は、健診業務は保健課、子育てや虐待については子育て支援課、引きこもりや教育に関しては子ども・若者育成センター、障がいのある子に関しては障がい福祉相談支援センターのみなみうおぬま、というような形になっています。

昨今の発達障がいを取り巻く環境から南魚沼市では、UD支援事業という保育園での気になる園児に、そのご家族への早期の支援を行っており、少しずつ効果があらわれてきているものだとは思っています。特にこのグレーゾーンといわれる子どもたちは、非常に障がいというものがついていようではないかというような部分もありますし、子どもたちが大人になったときに税金を払う、要は自立して働いて税金を払う側になるのか、それとも税を障がいになって控除という部分でいただくのかによっては、大きな差が開くと私は思っています。この部分の取り組みは早くしていかないと10年後、20年後という南魚沼市において、今いる大人たちの責任だと私は思っていますけれども、その点に関して市長のほうから伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 小学生の発達障がいグレーゾーンについて

発達障がいといわれる皆さん方の件は、今ほど議員がおっしゃっていただいたように、それぞれ担当の課が違っておりますけれども、これは前から申し上げておりますとおり、子ども・若者育成支援センターをつくる時に、一体的に運用していこうと、協力し合っていこうということで、横の連絡は十分にとれているものだと思っております。それが証拠ということではありませんけれども、その後、昨年まで総合支援学校の校長をお勤めいただいた内山先生がこの市においていただいてから、非常にそういう対象者が増えたわけでありまして、これはやはりそれを見抜く目があつたということですね。ですので、本当に今度はその対応で保育園もそして学校も、相当の人員増を迫られているわけでありまして、何とか今はそれに対応をしているところであります。具体的に小学生のグレーゾーンとかこういう問題になりますと教育関係になりますので、この後の答弁は教育長にさせますのでよろしくお願ひいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 小学生の発達障がいグレーゾーンについて

それでは、塩谷議員の小学生の発達障がいグレーゾーンについてのご質問にお答えします。塩谷議員からはかなり詳しくお話がされ、だぶっている部分もありますが、南魚沼市の実態を含め考え方を説明させていただきます。

発達障がいグレーゾーンとは、診断の段階で、発達障がいの症状には当てはまる部分があるにもかかわらず、病名をつけるまでのはっきりとした診断ができなかったものに用いられております。

平成24年3月の当教育委員会での調査では、市内の「通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童」は、188人、5.8%という数字で、ほぼ先ほど塩谷議員の言われた数字に似たり寄ったりの数字でございます。これは発達障がいの診断が出ている児童と、診断は出ていないが教育的支援を必要とする児童の合計の数でございます。

それで塩谷議員の最も大きな要因である質問の、このお子さんたちが税金を納められるように育てていくのかどうかについてです。当然のことながら南魚沼市としては発達障がいグレーゾーンの子どもたちにおいても、健全な成長を願い、生活者として社会に送り出すことを目指しております。その対応として早期に対応する相談体制がとれております。不足する部分はありますが、今の相談体制について述べさせていただきます。

保育園入園以前は、子育て支援課が主催する「遊びの教室」、月2回、保育園入園以後は保健課担当の「療育相談」、小学校入学前には学校教育課担当の「就学相談」があります。小学校を支える相談機能としては、南魚沼市の特別支援教育センター的機能を、開校2年目の総合支援学校が果たしておりますし、当教育委員会には特別支援教育担当の指導主事が配置されております。

関係する関係機関としましては、「子ども・若者育成支援センター」、「相談支援センターみなみうおぬま」があります。先ほど塩谷議員の言われましたように、発達障がいのお子さんが3歳で見つからなかったのが、5歳で見つかるという部分があります。そしてなおかつ、これについては家庭教育だとかというのが原因ではない。その子の持って生まれたものがあるんだよという話がありました。今、この部分を周りの人間がその子の特性をそのものとして認めてその子に対応する、そのことが大切であると私は考えております。

そして、学校に入った場合、学校の通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童に、当教育委員会では特別支援助手を加配で配置しておりますし、特別支援学級においては担任の個別指導計画による、個に応じた指導をしております、さらに必要に応じては介助員を加配で配置しております。

なお、各小学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に、学校全体で特別支援教育に取り組む体制がとれております。先ほども塩谷議員が説明されましたように、当市では平成22年度より保育園でUD支援事業をスタートさせ、今年度からは小学校を中心に定期訪問や行政訪問を行っております。かなり充実し先進地ではありますが、今ほどの機能をさらに有機的に結びつけていくのが今後の課題であると思っております。

そして最も大きな課題として、「相談支援センターみなみうおぬま」では、相談の件数が多

く、この対応マンパワーについても今のところ心配が出ております。それと平成 25 年度に 16 人の発達障がいのお子さんが、相談支援センターを利用しております。ですが、利用に当たっては医師の診断が必要になっておりますので、グレーゾーンで発達障がいの診断がつかない場合には利用をすることができづらくなっております。

よって、障がいの診断名の有無による支援ではなく、その児童の困り感や必要としている支援に応えられる市全体での体制を整えることが必要であり、グレーゾーンのために診断が名がついていなくとも、その児童にとって必要な支援を受けられるようにすることが大切であり、今後その体制づくりに向けて努力してまいりたいというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 小学生の発達障がいグレーゾーンについて

市長も今ほど、窓口がすごく多くなっていますと。そういう中で実際は横の連携というのが不明確です。連携がとれているというような形には余りないというのが現状だと、私の中で把握はしています。そういった中でやっぱり子どもたちというのは、今言った幼少期から小・中学、大人までということで横にも非常に見守らなければいけない。そしてこの縦の軸も伸びてきているわけなので、厚労省のほうではあり方検討会というのを 10 回程度ことは開いているそうです。そういう中でその縦横会議ということで、横も広くしていかなければいけない。また、発達していくので縦もと。そういったことが非常にこれからは問われるわけであります。

今ほども教育長が言われたように、相談支援センターでは、やはりすごい件数ができています。去年の段階ですと 1 万 4,100 件というような相談がきていますし、子若のほうは 3,583 件ですか、という中で、非常に今言われたように障がいという部分が相談支援センターにはつきますので、非常にやっぱり相談がその点に関してはしづらいという部分になっています。この辺は子若のほうで一元化をして、そこから配信していく横の連携をとっていただく。でまた、縦の連携もしっかりしていくような対策が私は一番いいのではないかと思いますけれども、その辺の考えを市長はいかがか。

○議 長 市長。

○市 長 2 小学生の発達障がいグレーゾーンについて

実際にそういう感想といいますか、実際余り連絡がとれていないというご指摘があれば、それはそれできちんと検証をしながら、そうでない方向にもっていかなければならないと思っております。これはまた内部的には確認をしながらそういうご批判の出ないように、あるいは改革される部分は改革をして――まさに縦とか横とかでなくても全体でありますから、縦が横がという話ではなくなるわけであります。両方ともしっかりするというのは、もちろん議員のおっしゃるとおりでありますから、そういう体制を教育委員会も含めてまた協議してまいりたいと思っております。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 小学生の発達障がいグレーゾーンについて

本当にこれが一元化されてしっかり連携がとれていくことで、大人になってからしっかり税が払えるようになるのか、そうやって控除を受けるのかというのは大きい差なので、しっかりやっていていただきたいと思います。2番は以上で終わります。

3 除雪車の出動基準について

3番の除雪車の出動基準についてお伺いいたします。車道は10センチで出るわけですがけれども、歩道は20センチ。交通弱者はどっちですかね、というような形で市長には所見を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 除雪車の出動基準について

交通弱者はどっちだと問われれば、当然歩行者のほうが弱者に決まっていますから、それはそのとおりです。しかし、経過として道路網の整備がずっと進められてきたわけでありませぬ。歩道の整備はその後でありますね、歩道というのは。そういう中で、要は交通網の整備というのは、結局自動車が通りやすいようにということが主眼で近年までは進められてきたわけでありませぬ。そういう面では自動車専用道路ではありませんけれども、車で通るのに都合のいい道路、こういうことがずっと進められてきております。今でも一般的に道路をつくるときは、やはり車での通行を主体に置いて考えなければいけませんので。そして、そのほかに今度は歩道と、いわゆる歩行者のほうですね、これを一体的に整備していくという方向によろやく来ているわけでありませぬ。

市道については、大まかな幹線以外は、歩道というのはまだほとんどありません。ご存じのとおりであります。国・県道は相当ありますけれども、そういう中でまずは交通弱者はどっちだと言われれば明確に、被害を受けるといいますか弱者的な部分は歩行者でありますから、「歩行者であります」とまずはお答えを申し上げますところでありませぬ。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 3 除雪車の出動基準について

今おっしゃったとおりですけれども、やっぱり子どもなどですと、それなりの対応は雪国なのでズボンも履きますし、長靴に雪が入らないような対応はして学校にも通っていきます。桑原議員の言ったように本当にきょうの雪の中でも、歩いて学校に通っている生徒もいるわけです。ただ、やっぱりこの地の雪がもたらす恵みというものも非常にありますけれども、そういった一般的ですと大変な思いがあるので、市としてもそうですけれども、今、言われたように県、国にこの辺をしっかりと訴えていていただきたいと思います。

関連ですので、これだけ雪がすごいとどこも雪がすごく降っているわけですけれども、例えば県道は消パイが出ている、村中も消パイが出ている。そこに行く中の道は消パイが出ていないと、今は働いている人も夜勤の方とか、朝早く出て行かなければいけない方というのも非常にいて、車がやっぱり動かないというような場所も結構あります。例えば栃窪ですとそういう面が非常に距離が長いわけですけれども、そういったところの把握とか対応という

ものをどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 除雪車の出動基準について

歩道につきましては、積雪深がおおむね 20 センチを上回っている場合というふうに定義づけております。これは道路管理者、国、県、市それから学校関係者等で組織して検討しております歩道除雪計画の中の「雪みち計画」の中で定めているところであります。しかし、市だけは、除雪量のばらつきもあったりということも含め、やっぱり歩行者の部分も含めて、市道の部分では通学等に支障がないように除雪をしておりますし、車道除雪車が出動したときには歩道除雪車も出動しているということです。

今言ったように、市道の歩道というのは割合と多くはないものですから、ここはある程度きちんとできているだろうと思います。国、県の問題であります。ですので、車は 10 センチ、歩くのは 20 センチというこれは、やっぱり今になれば歩行者のほうに非常に困難が伴う部分があるわけですから、雪みち計画の中で、国、県これについても 10 センチなり、あるいは 5 センチなりという方向できちんとやっていただくように、我々のほうからまた協議をしていかなければならないと思っております。

それから夜間、早朝であります。これは社会形態も勤労形態も大きく変わってきておりまして、一昔前であればこれで十分済んでいたわけでありまして。しかし、今は夜間の勤務の方もいらっしゃいますので、これは非常に大きな問題ではあります。かといって全ての市道を全部消雪パイプということは到底でき得ることではありませんし、結局機械除雪であります。国・県道の主要道路は夜間も交通に支障のないように除雪しているわけでありまして、地方道といいますか枝線になりますとそれはやっていないわけでありまして、これを今度はどうするかということですね。これは大きな課題ではあると思っております。

この辺が今の体制ではとてもできる問題ではありません。我々の市の除雪の今の体制ではできる問題ではありませんので、大きな課題として捉えて、どういうことをすれば解決できるかということをもまずやらなければ——除雪すれば解決できると言われればそれまでですけども、そういうことでは済まないわけでありまして、これは大きな課題の 1 つとしてこれからまた担当部課とも相談をしながら、解決の方法を何とか見いだせればと思っております。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 3 除雪車の出動基準について

わかりました。しっかり検討していただいて、本当に困っている人は大勢いると思いますので、対応していただきたいと思っております。3 番は終わります。

4 市民バスについて

4 番に入らせていただきます。市民バスについてであります。先の区長会で再編が報告されたわけですけども、進め方について私はちょっと問題があるのではないかと感じております。この計画を立てて、もう 3 番議員には決まったような口調で市長はおっしゃっていま

した。もうこういうふうになるんだというような、非常に決まったような口調でおっしゃっていました。

そういう中で、担当委員会である産業建設委員会に話も出ていませんし、私はこの議場で2回ほど三条型のデマンドのほうがいいのではないかというようなことを、市長と議論してきたわけですが、市長は一貫して市民バスでやるというふうな答弁でありました。そういう中で、もっとここを、今、上がってきているような予算もそうですが、バスのルートを見たときに、ちょっとこれはいかがなものかなと私は思いますけれども、そこについて市長からお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 4 市民バスについて

議会の皆様方がご不満もあろうか、あるいは行政区の区長さん方もそれぞれの区になれば、よかったと思うところもあれば、我々のところはちょっと困るという部分もあろうかと思えます。こういう問題を、全て議会あるいは事前に行行政区の区長さんに説明をして、実施をしていくということは困難であります。ですので、まずはこうしてやらせていただきますと、これを発表させていただきました。

当然、運行を開始しますとそれぞれの問題点が出るわけでありまして。わがままで言っている部分と、実際に困っている部分と出てきます。今まで通っていたのが通らなくなった。だけれども、今まで通っていたところは、ちゃんと路線バスがあって、そこをまた市民バスが通っていたわけです。そういうところで市民バスがなくなった、だから不便だ、だから改善しろという話は当然出てくると思っております。しかし、皆さん方から理解をいただかなければ、とてもこのことはできるものではありません。

そして、議会の皆さん方に説明をしなかったのが悪かったということであれば、それは私がここで陳謝をいたしますけれども、こういう問題を一々個々にどうでしょうか、どうでしょうかということでは、行政はちょっと前に進まない部分がございます。当然これだけのことを出せば、それぞれの地域にいらっしゃる議員の皆さん方が、うちのところはどうか話が出るに決まっていますから。そこは一括して私が責任をとらせていただきますので、その点はひとつご理解を賜りたいと思っております。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4 市民バスについて

市長にお伺いします。この市民バスは、何のためにあるのか、誰のためにあるのかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 4 市民バスについて

いわずもがなであります。市民のためです。そのほかには全くほかの人のためではございません。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4 市民バスについて

市民のためであれば、初めから考えるに当たって、例えば集落を——以前、去年の一般質問で市長は、全集落を集落センターを中心として全部回るといふふうな答弁を私にはしています。そういった中で、こういう市民バスをつくるのであれば、やはり 236 集落あるわけですので、作り方としては——市民のためと今おっしゃったわけじゃないですか。集落にじゃあ起点をお願いすれば、最低でも行政区は 1 年に 1 回は総会というものは開きますよ、そこで点を決めていただければ、みんながつくり上げたいいいバスの乗り方が、私はできると思いますけれども。

それと、やっぱり土・日にこのバスは運行しないわけですが、市長は誰かの答弁でおっしゃっていたのが、親が送ればいいのか、年代が上の人は子が送ればいいのかというわけですが、非常にこのバスに乗られる方というのは年齢層が決まっていたり、今の月曜から金曜までの運行ですと動ける方ですよ。私は常々言っていますけれども、ある程度動ける方が乗られるバスです。決まった人ですよ、本当に。

去年の運行状況の人数からすると、平成 25 年度は 5 万 5,232 人乗られているということです。これは約 4,220 万円の予算でやられております。今回やる予算は、市の負担が約 9,300 万円です。去年の約 4,230 万円を 5 万 5,000 人これで割りますと、1 人当たり 1 回乗るのに市は 766 円補助を出しているわけです。今回 1 億 2,000 万円から国の補助まで入れますとね、この運行見込賃というのは 200 円いただくような形になっているので、これを差し引いても 1 億 1,000 万円からの事業なわけですが、これを去年のケースに当てはめると約 1,992 円、2,000 円。1 回乗るのに 2,000 円という補助を今回はやるわけです。

私に市長がおっしゃっていた、三条のタクシーのデマンド型これは予算がかかると。三条はデマンドタクシー型をやって、去年、平成 25 年度、10 万人以上の方が乗って 7,400 万円の予算で済んでいるのです。今回は市の負担だけでも 9,300 万円ですよ。これについてどう思いますか。

○議 長 市長。

○市 長 4 市民バスについて

費用を考えれば、こんなことはできることではありません。費用だけを考えればですね。そして、今議員は、集落の皆さんに相談すれば全部起点を決めると、こうおっしゃっていますし、私も全集落を回すということは言っています。ただ、どうしても運行形態上、一、二回れない集落は出ます。ここは当然ですが、その部分をデマンドで補うとか、そういうことはやっていかなければなりません。

ですから、事前に相談しないことに、非常にご不満なようではありますが、こういう政策を——いわゆる市民バスを回しますと、これは皆さんからご理解いただいたわけでありまして。しかし、その仔細な手法にまでついて、一々、一々全部相談をしてやらなければならないということになれば、行政は執行できませんから。ご不満でしょうけれども、これは私が責任を負うわけですから、どうぞ不満は不満としておっしゃってください。

そして、当然1回目から全て完璧にできるわけではありませんから、まずはこれで運行を始めますと、デマンドだっていいところは取り入れます。それから、土・日ができないからと、これは平日の運行回数を増やすのです。ご理解いただいていますか。平日の運行回数を倍に増やすのですよ。1回であったのを2回にしたりとか、2回を4回にしたりするのですね。ですから、まずはそうしてやっていく。

しかし、土・日が全然出ないということは、本当にどういうことなのか、これはまだ私もわかりません。わかりませんが、今、議員がおっしゃるように特定の人しか乗っていないというふうになりますと、これはやる価値がなくなるのですね。特定の人でなくて、大勢の皆さんから乗っていただくために、そういうことを始めるわけです。

そこに費用が発生する。費用対効果ということはよく言われますけれども、これだけの地域の中で、しかも雪国の中で、やっぱり交通手段を持たない皆さん方が少しでもよくなるようにということでもあります。ですから、三条と比べて高い、安いということは全く論外であります。私はその高い、安いを問題にするつもりはありません。当然ですけれども、市民の皆さんのためですから。

そして、我慢すべきところはしていただかなければなりません。路線バスが通っているのに、例えば今まで市民バスがちょっと通っていたとか、今度は路線バスのところは市民バスは通りませんから、これは公平性です。そういう部分が出てきますので、ですから始めてそしてどういうふうにもた改善をすればいいか、これはもう柔軟にやっていかなければならないと思っております。

そして、やってきた中で10月1日から、市民の皆さん方からも、こういう交通網でやるわけですから一定のご負担はいただきたい。この交通協議会というのは、地域の代表や、それから障がい者団体の代表だとか、交通機関の皆さんとかをみんな入れて、そして何度も協議をして、こうしてでき上がってきているわけです。

ですから、地域の皆さんはある程度、代表者の方はみんなわかっています。塩沢も城内も——城内というか六日町のほうも、みんな地域代表というのは入っていますから。何度協議したか、回数はちょっと向こうでないともわかりませんが、そういうことですので、結果として出したものについて100%満足ということは、まず私もないものだと思います。

それから、お年寄りの方に減免制度を設けると、こういう問題も出ますが、それはしません。そういうことをきちんと1回やっていかないと、この地域で、もうこれだって構わないでおけば、路線バスもすぐなくなります。本当に大変なことになるわけですから、お互い協力をし合い、我慢もするところはし合って、きちんとした交通網体制を築いていこうと。公共交通ですから、そういう考え方でやっておりますので、いろいろございましょうが、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4 市民バスについて

それもそうですけれども、まず、この費用がすごいということです。すごくお金がかかったなど。市長は多分、三条のときに費用面でかなり強くおっしゃっていたと思います。三条のような体制のことも言いましたけれども、費用面でもかなり言っていました。市長は大体ではこのバスをつくったときに、何人ぐらいお乗りになると考えていますか。

○議 長 市長。

○市 長 4 市民バスについて

私は乗る人数を特に想定したことはございませんが、なるべく大勢の方が利用していただきたいということでもあります。それから、三条市のデマンドが出たとき、私は費用の面も言いましたけれども、一度ちょっとデマンド的に上田でやったことはご存じでしょう。デマンドということがこの地域で、全く機能しないのです。ですから、協議会の中でもやっぱりそういう話が出ましたけれども、私たちはそのデマンド方式はやらないということでもあります。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4 市民バスについて

あのデマンドのやり方は、もう絶対、全然違います。やりづらくて乗りづらい。そんなことは絶対に見た感じですぐにわかります。私が言っているのは、タクシー型ということです。ピンポイントにそのまま飛んでいかれる型ということ、ずっとあのときはおっしゃっていたのですけれども、このタクシー型のことは——まあいいです。今回の議論をすごくしたいのですけれども、もし、10万人、前年度の倍の人数が乗ったときに、1人乗るごとに市が補助を1,100円出していますね。3万人だった場合は、1回乗るときに3,667円ですよ。これが本当に市長が言う幅広い人を対象に思っているのか。

平日のその期間回るということは、一般的に仕事をしている人は乗りません。ここら辺のほとんどの人は車を持っていますよね。そういう中でごく限られてくると思うのです。そうしたことをやっぱり研究しなければだめです。これだけの費用をかけるのですよ、これだけの費用をかけるのです。それをやってみなければわかりません、それはそうでしょう。そんなのはわかりますけれども、これだけの費用をかけて費用対効果が少なかったら、やっぱりよくないのです。市民のためとおっしゃったじゃないですか。本当にそのことを思うのであれば、もうちょっと議論をしてしっかりやるべきだと私は思いますけれども、いかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 4 市民バスについて

その議論を本当に始めるとすれば、ここでは時間が足りませんが、議員もお考えいただきたいのは、私たちがなぜこの公共交通網をこうしなければならないか、これはまさにさっき議員がおっしゃった交通弱者のためです。車に乗っている方はこんなことは必要ないのです。いわゆる交通弱者というのは、歩くばかりではないです。交通手段を持たない方を、どう我々が行政として補って、そしてこの地に住んでもらうかということなのです。そこに、それは費用はありますよ。負担できない費用であればそれはやりません。しかし、市としてこれか

ら少子高齢化も進む、そして老人の方も多くなるわけですね。そういう皆さん方がこの地でやっぱり安心して暮らせるために、そのための費用が少しばかり多いからといって、やらないということになれば、それこそまさにちょっとおかしいのではないか、こうなりますね。

それから、デマンドでという話がありました。デマンドは私がそれを採用しませんと言ったのは、さっき述べた理由です。ですから、この費用対効果がどうだ、どうだということだけを追求しますと、何の事業にも行政がやる部分については、非常にそういう問題点が出てきます。例えば大原運動公園だってそうです。費用対効果だと言われれば、18億円もかけて使う人は何人だとかその程度です。だから、ここをこういう福祉的な部分に入るところを、無駄をやるわけではないと私は思っています。

地域の住民の皆さん方が、例えばこういう雪が降ったときでも、あるいは買物に行きたいと思ったときに、ちゃんと決まった時間にバスが来る、そこに乗っていける。こういう安心感やそういうことを与えることが、どれだけ必要かということは、ご理解いただけると思っています。

例えば、どういう問題があっても、数の少ない人に相当大きなお金を投入することはあります。弱者的な部分の方にはですね、これはやっぱり当然ではないですか。健常あるいは一般的に暮らしている皆さん方が、そういうことの負担は絶対しませんよということであれば、これは別ですよ。しかし、お互い共助の世界というのはそういうことじゃないわけです。ですので、私はそういう信念でやらせていただいております。

ただ、これが事前に相談があったかないか、そういうことのみで議論されるのであれば、相談をしなかったことが皆さんの怒り心頭ということであれば、それは私が陳謝いたします。けれども、こういうことを一々相談をして、ものが進むと思いますか。一つ一つこの集落はどうだろう、この集落はどうだろうと。だから、やってみて改善するところがあればそれでいいわけです。もう区長会でも一、二出ました。うちの集落のところはこうだ、ああだというそれは出ています。でも、区長会では大半の皆さん方はそういう不満は出ていません。それはあなたが首を振ることはわかりましたけれども。

ですので、そういう議論であればそれはそれで結構ですけれども、これは市民、ここに住んでいる皆さん方が、誰が乗ってもらったっていいわけですから、皆さんのためだということでもあります。そして土・日については先般も出ましたけれども、土・日をやらないということで本当に不便性が大きく向上するのか。これは見極めながら、幾らでも柔軟に対応しましょうということをお願いしているところです。

我々が事業者をお願いするわけですから、実際に市でやるのではないのです。事業者から営業としてやっていただくわけですから、そこともまた協議が必要です。これを市で全部やるなんてできるはずありません。今でもそうでしょう。あの地区はお願いしてバスが回っている。ここはシルバーが回っているとか、大和は病院が回っているとか、これも統一しなければならぬから、そういうことになるわけであり。いろいろ議論をすれば深いものがあります。ありますが、時間はどうぞごゆっくりお使いいただいて、ほとぼる情熱がゆ

えにどうぞお話しください。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 経費のかけ方でタクシーのほうが絶対に使いやすいのですよ、こうやって市民バスでやると言っていますけれども。福祉輸送運送もいまいちできていないこの市で、交通の弱者というのは、乗りたくても乗れない方がいます。車を取りたくても乗れないのですよ。そういう方に関しても、絶対的にいい方法をとれるのは、費用が安く収まるのであればタクシー型のほうが確実にいいと思いますよ。こうやって市民バスも市長は進めてきているわけですが、本当に費用がかかって対応——私は絶対に市民の方が喜んでくれると思いますよ。それは絶対にいいことだと思いますけれども、市長はこのことだけをこう思っているわけではないですか。費用が安く利便性がよければそっちのほうがいいと思いませんか。

○議 長 市長。

○市 長 4 市民バスについて

タクシーにこだわるという部分が、私はちょっとわからない部分があるのですね。一々個人個人が出て行くについて、例えば隣の家でも私は行きたい、私は行きたい。時間帯が1分でも5分でも違えばだめですね。そういうことが果たして私たちの地域で可能かと言われれば、私は可能ではないと思っています。

三条市のことをやけにおっしゃいますけれども、三条のデマンドというのは、ほとんど確か全部乗り合いですね。そういうことが全地域で行われているのですか、あれば。一定地域ではないですか、そうでしょう。(何事か叫ぶ者あり) それはそれで結構です。三条のことはいいですけれども。

ですから、我々の地域でタクシー業界が、今、毎日出てくる皆さん方の個々の需要に対応できますか。できないと思うのです。乗り合いを使えと、こうなるでしょう。1台1台ではできるはずはありませんから、それはおわかりでしょう。全部、買い込めばいいという、そんなに需要があるかないかわからないのに、車の台数だけを増やせない。これは営業になりますからね。ですので、乗り合いバスです。

そして、費用、費用とおっしゃいますけれども、これは今の路線バスも含めて運行する中で、国も一緒になってこの費用負担をしていこうということでもありますから。市の負担が9,000万円だとかどうとかと言っていますけれども、それを負担してもなお余りある市民の皆さん方に、やっぱり満足感を得ていただかなければならないわけですので、改善するときは改善していきますと、こういうことでもあります。ですので、費用対効果だけをどんどこに出されますと、それはすぐにそういう効果は出ません。間違いなく出ません。ですけれども、そういうことだけにとらわれてやれる事業ではないということも、ご理解を賜らなければならぬわけでもあります。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4 市民バスについて

例えば「しらゆり」に今、市民バスに乗って無料で行っていますよね。しらゆりは1回お風呂に入るのに200円です。今回これが導入されて、もし、通うとなれば、行きに200円、風呂に200円、帰りに200円で600円。前まではお風呂が3回入られていた。そういうことも考えると、本当に市長のこの市民バスというものの経費のかけ方。そしてまた土・日でも、子どもでも本当に図書館とかができたら——やはり親が送ればいいじゃないかと市長は言いますけれども、それはまあそれでもいいかもしれませんが、そういうことを公平的にやるのが行政なのではないでしょうか。子どもたちだってバスに乗る権利はありますよね。でも平日しか動いてなければ、学校が月曜から金曜までありますよね。そういう面はいかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 4 市民バスについて

ですので、申し上げているとおり、そういう需要がどんどんと増えると、そういう要望がいっぱいということであれば、それは臨機応変でやりますと言っているのです。ただ、今は土・日はやらないという方向で、まず運行を開始しますと言っています。このことで大きな支障が今出るとは私は思っていないですが、おっしゃったように大きな不満が出たり、支障が出たりすれば、それはいつでも対応していきますから。これはとても最初から決まった形でどんとやって、もうこれを変更しないなんていうことではでき得ませんので、やりながら改良を加えていくと、これはご理解いただかなければなりません。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4 市民バスについて

ある方から聞いた話だと、5年間この体制でやるのだと。今、市長は本当にいつでもそういう需要があれば、しっかりそういうものを聞いた上で変えていくとおっしゃっていますけれども、その辺の考えはどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 4 市民バスについて

この協議会の中で国交省からの補助もあつたりいろいろの中では、5年間ということは言っています。しかし、それがどうしても1年やってみたら、こういう支障がある、全部見直しをしていくわけですから。このままの体制で5年間いくなんていうことは、どなたがおっしゃったかは知りませんが、そういう決まりであつてもそれは私に変更します。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4 市民バスについて

そういうふうになったときの、ちょっと後退的な質問で申し訳ないですけども、例えば市長は、来年乗られる人数の想定はちょっとしていないというふうにおっしゃいましたが、例えばこれが去年の市民バスの実績よりも乗る人数が下がったらとか、どういうふうな時点でそういうふうになるわけでありませうでしょうか。それとか人数もそうでしょうけれども、いろいろのルートもそうでしょうが、どういうふうにその辺は間違つたというふう

うのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 4 市民バスについて

今から間違っとなんて思っていないけれども、実際に全部を回ってみてはいませんから、回ってみて、例えば道路の事情がこうであったとか、あるいは今停留しているところが、もう少しこちらへ来ればよかったとか、そういうのが必ず出ます。出ますので、そういう部分については、いつでも柔軟に対応していかなければなりません。

それから、例えば土・日という話をよくしますので申し上げますけれども、この決まりの中で、では土・日をやらないということで5年間やるということになっていたら、それはまた別個に市で、そんなの土・日に出せばいいじゃないですか、市の市民バスを。本当にそういう需要がいっぱいあるのであれば、また今までと同じことを。あそこで1人、ここで1人なんていうのは、一々はとてもじゃないがそこまではできませんけれども、そういう大きな需要があるということであれば、それはそれで組み合わせとしてやればいいわけですから、そういうところに余り金を惜しむつもりはありません。

とにかく、これだけ昔からあった公共交通機関がなくなって、しかもバス——バスは本当になくなりました。それから列車も、もうほとんど通勤、通学ぐらいでしょう。中間がほとんどなくなっている。そういう中で、では我々が交通弱者と言われる、いわゆる運転手段を持たない人たちがどう暮らしていけるかということをや、ある意味試みの1つでありますから。当初からもう全部よかった、よかったの拍手万雷であるとは、私も思っていないので。

しかし、信頼する塩谷議員から、ここまで言われるとは私は本当は思っていないでした。それはお互いでしょうけれども。

間違いなくよくなる。そして何人乗らなかったからやめるなんていうことは、今言うつもりはありません。何人乗らなかったからやめるなんて言うつもりは全くございません。1人とか2人とかであれば、その地区はその部分をもっとこっちへ統合してくださいということはお出るかもわかりません。路線全体をもう1年や2年でやめたなんていうことになり得ませんので、これはある程度、継続していかなければならない。その中で改良できる部分は改良していくということでもあります。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4 市民バスについて

もう最後にしますけれども、でもやっぱり最初から集落のほうに話をして、説明をやっていけば、別に1個ずつ聞くわけじゃないですよ。ぱっと出せば1回でこうがと集まるわけなので、その辺をやっぱりしっかりやって、市民がつくっていくというのが、市民バスだと思います。私はまあそれをもって納得はしていませんけれども、一般質問を終わります。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は3時45分といたします。

[午後3時28分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後3時45分]

○議 長 ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市 長 それから1つご報告であります、この雪であります。この後、議会終了後に対策会議を開催いたしますし、今、教育長のほうから連絡がありまして、小中学校については早退をしまして、それから明日は休校という処置をとらせていただきましたので、また皆さん方からご理解いただきたいと思いますと思っております。それでいいですね。（「はい、いいです」と叫ぶ者あり）以上であります……（「保育園は」と叫ぶ者あり）まだ保育園については休園という話は届いておりませんが、この後の会議の中でどう対応するか、また協議をさせていただきたいと思っております。

重ね重ね失礼を申し上げましたが、おわびを申し上げます。

○議 長 質問順位18番、議席番号2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 白熱した議論の後に、加えましていろいろな面でやりづらい感じではありますが、しかも、ことし最後の一般質問者ということで順番をいただきまして恐縮しております。去年、デビューした歌手が、演歌の大御所の役をいただいたようなことで、緊張しておりますがよろしく願いいたします。

先の衆議院選の開票作業では、お勤めとはいえ大雪の中、深夜にわたり職員の皆様、携わっていらっしゃる方々、大変ご苦労さまでした。それから帰宅後に家の除雪をした方もいらっしゃるようですが、大変、本当にお疲れ様でございました。

1 浦佐駅構内空スペース利用について

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。六日町には6月1日に「えきまえ図書館本の杜」がオープンし、市長もおっしゃっていましたが、11月末現在で約16万人の方々に利用していただいているということで、大変喜ばしいことでもあります。立ち寄らせていただきますと、高校生が学習スペースで電車の待ち時間、迎えの待ち時間かもしれませんが、ほんの少しの隙間時間を使って参考書、ノートを広げて学習に励んでおります。六日町市の周辺の学生たちは、この時期、暖房のきいた快適なスペースで勉強ができるので、大変助かっていると思います。

そこで、同じ駅という待ち時間が関係するところで、浦佐駅の2階構内には、椅子と畳敷きの小スペースがある一般待合室があり、それと大変広い解放スペースに4か所のテーブルと椅子が置かれております。一般待合室にはテーブルがありませんし、解放スペースはこの時期、大変寒くなっており、夕方の下校時になるとコート、マフラー姿の高校生が少ないテーブルで参考書、ノートを広げて隙間時間勉強をしておりました。

厳しい環境の中での学習のほう効率がよいというような話もあるようですが、あれだけのあきスペースがあるのですから、JRと交渉して一角を利用して図書室とまでは言いませんが、待ち時間学習スペースという部分をつくらと思うのですが、市長の見解をお伺いいたします。

市内のほかの駅もありますが、まずは広いスペースのある浦佐駅から広がっていかればと思います。以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 浦佐駅構内空スペース利用について

塩川議員にお答え申し上げます。JR浦佐駅構内に使用されていないあきスペースが多くある。これは私も承知しているところでありますし、新幹線開業時から浦佐駅でも駅舎2階の立ち食いそば店をご存じでしょうか、あったところでもあります。それから、駅弁も販売していたということもありました。残念でありますけれども、この店舗が平成25年3月末をもって閉店したところでもあります。現在、コンビニエンスストアのみが営業しているといった状況でありまして、確かにこの大きな駅舎の中で利用されていない広大なスペースがあるこの有効利用は、本当に我々も望むところでもあります。

浦佐駅を見ますと、利用する電車を待つ学生たちの学習スペースはありません。当然ですがけれども一般利用者向けに設置された待合室を利用しているということは、今、議員がおっしゃったとおりであります。

要望するに当たりまして、やはり課題となるのが乗降客数が少ないということでありまして、JR東日本が公表しております在来線の乗車人数によりますと、平成25年度では浦佐駅は六日町の4分の1以下であります。六日町が5,953人に対して、浦佐駅が1,429人。こういうことの中で、JRとして駅舎利用者の利便施設を今すぐ充実させるというのは、非常に難しい部分があるかと思っております。

しかし、今後はご承知のように来年6月の基幹病院の開院、あるいはメディカルタウン、あるいはプラチナタウン、いろいろの部分がここに集中していくわけでもありますので、浦佐駅の役割は相当重要になってくると思っております。今まで以上に駅の利用者の増加が見込まれる、これは間違いのないところだと思っております。こういうことの中で、利用拡大にもつながる今のご提案でありますので、駅舎のあきスペースの有効利用を、具体的な構想を立てて、JRにまた要望をしてまいりたいと思っております。

JR東日本の駅の利用につきましては、残念ながら今の状況は、はほとんどが小売や飲食業に関する分野となっております。首都圏や乗降客の多い大きな駅舎では、駅を単なる移動や乗りかえに利用するだけではなくて、別の意味で人々が集う場所こういうことで駅のあり方を模索しておりますが、新しい利用者の動きとして21世紀の新しいこの駅づくり「ステーションルネッサンス」の実現を目指して、東日本の「駅スペースの活用事業」に取り組まれているようであります。

こういう状況ですので、新幹線の駅もあるわけでもありますので、大事な地域資源として、やっぱり地域の顔となれるようなことをきちんと整備していただく。当然、市も協力できる部分は協力するという形で、JRのほうにまずは要望、あるいは提案をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 浦佐駅構内空スペース利用について

期待していたというか、思っていた答弁より内容の濃い答弁をいただきました。雪が降り始めてここまでの豪雪になる前に、時間を見計らってちょっと浦佐駅をのぞいてみたのです。そのとき一応、自分の立場を名乗ったのですが、ちょっとふだんの作業着で行ったものでちょっと不審な目で見られてしまったのですけれども、情報高校の子どもたちがやっぱり解放スペースの広いところで勉強をしまして、「寒いでしょう」と言ったら「寒いです」って、誰でも「寒いでしょう」と聞かれば「寒いです」って答えるでしょうけれども、マフラーを巻いて、暑いコートを着たまま、息を白くしてノートを広げて勉強をしておりました。

先ほど市長もおっしゃいましたけれども、立ち食いそば屋さんがあったスペースを、少しでも仕切れて、数がそんなに多くなくてもテーブル、椅子等を置いて、この時期は暖房をちょっとたいてあげるだけでも、非常に喜ばれるのではないかと思います。それに対して市長の意見を、もう一度お聞きしたいと思います。

○議 長 塩川裕紀君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 浦佐駅構内空スペース利用について

これはもう何と申しますか、否定する余地はございませんので、そういうスペースを本当に実現できれば、情報高校ばかりではありませんけれども、情報高校としての何と申しますか、学生さんがそこに入りたいと思うような部分にもつながるわけありますので、何とか実現できればと思います。

ですが、相手がJRでありますので、そう簡単ではないと思っておりますけれども、先ほど申し上げたように状況が大分変わってまいりますので、その辺も踏まえてきちんと要望活動を行ってまいりたいと思っております。

○議 長 塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 浦佐駅構内空スペース利用について

これで終わろうと思いますが、非常にいいお答えをいただきましたので、今後またいい方向へ進めていただければと思います。この後も大切な会議等あるようでありますので、これで終わります。

○議 長 以上で一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日で一般質問は終了いたしましたので、あす12月18日は休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よってあす12月18日は休会とすることに決定しました。

本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

○議 長 次の本会議は明後日、12月19日金曜日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後3時57分〕